

官民競争入札等監理委員会
第9回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第9回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成18年9月20日（水）14:00～16:35

場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

- 1．開　　会
- 2．各省ヒアリング（徴収関係業務）
 - ・環境省
 - ・国土交通省
- 3．各省ヒアリング（観光・国際交流関係業務）
 - ・国土交通省
 - ・外務省
 - ・文部科学省
- 4．部会の設置・小委員会の開催について
- 5．その他
- 6．閉　　会

< 出席者 >

(委員)

落合委員長、齊藤委員長代理、逢見委員、櫻谷委員、小林委員、田島委員、寺田委員、
本田委員、増田委員、森委員、吉野委員

(環境省)

森本英香環境保健部企画課長、上野文雄企画課調査官、飯田義昭企画課係
長

(国土交通省住宅局)

東真生住宅総合整備課公営住宅管理対策官

(法務省)

田辺泰弘大臣官房司法法制部参事官

(国土交通省総合政策局)

篠原康弘国際観光課長

(外務省)

中井一浩広報文化交流部文化交流課長、雨宮夏雄(独)国際交流基金総務部
長、富岡順一(独)国際交流基金文化事業部長、桜井友行(独)国際交流基金
芸術交流部長、柳澤賢一(独)国際交流基金総務部総務課長、嘉数勝美(独)
国際交流基金日本語事業部企画調整課長

(文部科学省)

村田善則高等教育局学生支援課長、根来恭子学生支援課課長補佐、大西真
次学生支援課留学生交流室専門官

(事務局)

河内閣審議官、福下官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊
埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第9回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、小幡委員が御都合により欠席です。先週に引き続きまして、関係省庁からヒアリングを実施するというので、今回は徴収関係業務につきまして、環境省、国土交通省住宅局、また観光・国際交流関係業務につきましては、国土交通省総合政策局、外務省、文部科学省からヒアリングを行います。

それでは、まず、環境省からお願いいたします。環境省からは独立行政法人環境再生保全機構の賦課金の徴収業務ということについてお伺いしたいと思います。環境省、環境保健部の森本企画課長、どうかよろしくお願いいたします。

また、徴収関係業務ということでもありますので、前回に引き続きまして、法務省司法法制部の田辺参事官に陪席をお願いしております。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、5分ということですが短いですが、よろしくお願いいたします。

森本企画課長 環境省環境保健部企画課長の森本でございます。独立行政法人環境再生保全機構の賦課金徴収業務について御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、環境再生保全機構と申しますのは、いわゆる大気汚染が生じた場合に、それに対する被害者、つまりぜんそく患者等に対するお金を事業者の方から徴収して支給する仕事をしておるわけでございます。制度そのものは、公害健康被害補償法に基づく制度でございますが、御指摘がありましたのは、その中の賦課金の徴収業務を委託できないかということでございます。

2ページほどめくっていただいて資料1-2「公害健康被害補償制度のフロー図」というのをごらんいただきたいんですが、今、どういう仕組みで動いているかと申しますと、独立行政法人に対しまして、いわゆる納付義務者、ばい煙発生施設等設置者、これは全国に約8,500施設あるのですが、そちらからお金を集めさせていただく。総額で約479億円でございます。

現在は、全国の商工会議所に委託いたしまして再生機構に集めている。一部独立行政法人が直轄で集めている分もありますが、ほとんど商工会議所をお願いしております。

ついでながら申し上げます、そこから集めますのが全体の10分の8、残りの10分の2は、大気汚染に自動車も影響していますので、自動車重量税収の一部は充てていると、そういう形でございます。

戻っていただきまして1ページ目でございますが、いわゆる徴収業務につきましては、制度上、法律上、政令上、委託が可能でございます。ここでは一番上に書いてございますけれども、既に民間開放済みと答えさせていただいていますが、実際は民間の団体であります商工会議所に委託しているという形でございます。

全国に各商工会議所がありまして、その商工会議所は、業種に関係なく、そこに所属しておられる、いわゆるばい煙発生施設というのを持っておられる事業所を大体把握してお

られます。

個々の施設がどれくらい出しているかという非公表データも含めて、それを把握し、事業者から徴収していただく形でやっていただいています。商工会議所は公的な面もございませぬけれども、全体としては民間の機関でございますから、そういう意味では民間開放済みという答えにさせていただいております。

論理的には、そういう機能があるところであれば、どこでもできるじゃないかということでございますけれども、実態上は商工会議所がそういう事業ができる唯一の組織ではないかと思っております。いわゆる民間委託をやっているという形でございます。

実績も1ページの下の方角の中でございますけれども、収納率が99.99%という非常に高い率を維持していただいておりますので、今の方式に問題があるとは余り思っておりませぬ。

ちなみに、それに関するコストでございますけれども、資料3-1をごらんいただきたいと思っております。決算ベースで約2億4,000万円という額でございます。つまり、479億円を集めるのに2億4,000万円という形でやっていただいております。旅費、図書印刷費、通信費とか、全部積算があって適正な価格でやっていただいております。

その前のページに資料2がございませぬけれども、そういう形で商工会議所をお願いしているものですから、環境再生保全機構の中の組織としましては、黒枠で囲った部分だけでございます。トータルで25人で全体の制度の管理をしているものでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問のある方は自由に発言をお願いしたいと思います。全体として14時20分ぐらいまでとさせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

森委員 大変高い収納率を上げていらっしゃるということは、もう一つ別の意味からすれば、私はこれを客観的に証明するためにも官民競争入札を実施することも可能ではないだろうかと思っております。

もう一つ、最後に24人が25人があれですけれども、業務の上ではこれだけ高い徴収率を得ているんだから、これを外に出すことによって、25人よりももっと効率的な体制で実施することができるのではないだろうかと思っておりますが、いかがでございませぬでしょうか。

森本企画課長 御指摘の趣旨が官民に委ねるべきだという意味で言うと、私どもが先ほど御説明しましたように、委ねているという説明をさせていただいたわけなんです。

今の25人のお話につきましては、実はお金を徴収するというのは、決まった額が既にはっきりわかっている、それを集めるということではなくて、それぞれの企業は毎年排出量の変動するものですから、そういう変動したものを全部出してもらって計算をしまして額を確定させていただき、そういうメカニズムになっています。

そういう意味で、全体の徴収業務は名簿の管理であるとか、実態の把握という、徴収の

前の作業がございます。その徴収の前の作業と最終的な締めの作業を再生機構がやっておりまして、いわゆる徴収業務は基本的には商工会議所に委ねさせていただいたという形でございますので、25人というのはお金を集めて受け取るだけで25人いるかという意味では、それは確かにおっしゃるとおり要らないのであって、ほかの業務があるという意味でございます。徴収業務全体でいうと、要するに公的機関がやるべき部分と、実質徴収するという部分が分かれていまして、そこは分けさせていただいているという形でございます。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 資料の1ページ目のところに「制度の運営管理は公的機関が実施しなければならない」とお考えなんですけれども、しかし、今のお話からいっても、逆に基本的な枠組みだけはきちんと、確かに最終的な責任というのは公的機関が持つにしても、それ以外のところというのは、逆に言うと、どんどん出していらっしゃるとおっしゃるのならば、それは十分できるんじゃないでしょうか。

森本企画課長 済みません、誤解のないように申し上げますと、いわゆる環境再生保全機構がやっている、全体として事業者からお金を集めてそれを給付するという全体の制度の運営管理というのは環境再生保全機構という公的機関がやらなければいけないでしょうということを言っているだけでございまして、徴収の部分については、先ほど御説明しましたように、商工会議所に委託しています。公的機関がやらなければいけないと言っていますのは、前半の部分でございまして、後半の部分ではございません。

落合委員長 寺田委員、どうぞ。

寺田委員 民間でビジネスをやった場合でも99.99%というのは物すごく高いんです。すごいと思います。例えば商工会議所がやられなくても、これぐらいの収納率は確保できるということなんでしょうか。

森本企画課長 私どもは、仮に商工会議所以外に、例えば銀行がやるとどうなんだろうとか、いろいろシミュレーションをしてみたんです。銀行がやると単純にはできないと思います。制度改正が必要なかもしれませんが、そもそもなぜ商工会議所ができるかというと、基本的にそういう大気汚染施設というんですが、ボイラーとかを持っている企業というのは、大体商工会議所の会員なんです。まず、そういう会員を管理しているという立場があって、その上で日々の変動をフォローされているので、99.99%というのが、多分日常のお付き合いもあってできているんだろうと思います。

そういう意味でいうと、本当に仮の話ですが、銀行にお預けしたときに、そういう大気汚染施設というのは、場合によっては建てたり壊したり、あるいは景気が悪ければ稼働率が下がったりするんですが、そういうのを日々フォローしながら、かつお金をいただくという作業を同じ99.99%というレベルでできるかということ、若干心配でございます。

落合委員長 ほかにございますでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 別の観点なんですけれども、今、業務部にいらっしゃる25人の方々のお仕事

なのですが、この機会費用という考え方を使用すると、つまり商工会議所に委託しなかった場合には、中でやるとすればどれぐらいのスタッフが要るのかということをお聞きしたいと思います。

森本企画課長 今、商工会議所は全国にありますけれども、実際に徴収業務に当たっている商工会議所は156です。大体156の中の3人程度の方がこの任務に当たっていただいているという形です。

勿論、そればかりやっている方ではないものですから、その計算はちょっと難しいんですけども、単純に考えると、3倍ですから400人程度ということになるんです。

それを更に専従でやったときにどうなるかと考えますと、例えば旅費とかも含めて考える必要がありますから、かなりの人数になるのではないかと思います。

ちなみに25人というのは、制度の中で言うと、別の仕事をやっていますので、追加的に言うと、400人の併任分を割った数ですから、そこまでよくわかりませんが、50とか100とか、そんな数字になるような気がします。8,000の事業所から500億円近くのお金を集める。そのためには、事前に御説明をしたり、あるいは実際にお金をもらいにいたり、督促をしたりという作業がありますから、それなりの人数は必要になってくるのではないかと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 資料2と資料3-1を比べながら見ているんですが、資料3-1のデータは資料2の黒枠で囲った25名の分のどこまでの経費が入っているのでしょうか。

森本企画課長 これは、一番下の業務委託費が商工会議所の方をお願いしているお金でございまして、その上の旅費、交通費とかは25人相当のものでございます。

榎谷委員 それプラス人件費が補償業務に関わる、いろんな間接費は別として、直接的にかかる費用と考えていいわけですね。

森本企画課長 はい。

榎谷委員 これを見ていまして、補償業務部は25名いらっしゃるんですが、この中でずっと見ていまして、何も政府の機関でなければできないというものはそんなに見当たらないような気がするんです。納付の指導とか、そういうものですからね。そういうものも含めて、例えば官民競争するとか、そういうことはあり得るのでしょうか。

ちょっと気になっているのは「賦課金の徴収決定等」と書いてありますが、これは何をやっているかよくわからないんですが、それ以外は、審査も一定の審査基準をつくれればいい話ですし、納付申告の指導なんていうのは、これは民間でもできる話なんです。商工会議所の部分だけではなくて、もう少し広く大きくとらえてやればどうなのかということと、先ほどの御説明に八千何百社があって、400人かかるとおっしゃったんですが、そんなことは考えられません。

森本企画課長 今、現状の計算では併任で400人。

榎谷委員 でも8,000社といたって、1人について20社ということは、どんな業務

かよくわかりませんが、そんなに大変ではないと思うので、ただ延べというんでしょうか、それぐらいかかっていらっしゃると思うんですけれども、1人当たりで集中してやれば、そんなにはかからないと思いますので、もう少し大きくとらえて、若干企画立案とまではいかないけれども、指導とか審査というものは、少なくとも基準さえ決めれば民間開放もそうですし、かつ官民競争入札に耐えられるのではないかという気がしたので、それは間違いなのかどうなのか、教えていただきたいと思います。

森本企画課長 御指摘の趣旨ですと、この予算ベースで申しますと、2億4,000万円のうち委託手数料が2億円ですから、大体3,500万円ぐらいの話だと思うんですけれども、その部分をもっと外へ出せというのは、それは一般的にあり得る話だろうと思います。

ただ、一言だけ申し上げますと、徴収するという業務が、純粹に例えば税のように、額がはっきり決まっています、それでただ集めるということではなくて、むしろ経営の実態とか、そういうものをちゃんと調べさせてもらって、それで排出量はどれだけかというのを計算させてもらって、それで額を決めて、お金をいただいて、その額が合っているかどうか確認するという作業がありますので、ある程度そこは公的機関がやる部分はあると思います。それを全部丸投げするわけには基本的にはいかないのではないかと思います。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 そうすると、どの程度まで、例えば排出量というのはメーターできちんとできるものではないですね。そうすると、どこが正確に把握して量を決定して賦課金の額を決定しているんですか。

森本企画課長 基本的に再生機構がやっているんですけれども、いわゆる大気汚染防止装置は、大防法で施設管理というのをするようにされていますから、そのデータをいただいてやることになっています。

つまり、実際には大気汚染防止法で施設を設置するときには設置許可が必要でございまして、設置しますと、その排出状況をデータとして把握する必要があります。それは基本的には企業秘密の情報ですけれども、そのデータをいただいて、それを基に計算をしているという形になります。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 基本的なことを教えてほしいんですけれども、63年3月1日以降の申請による新規認定はもう行ってないわけですね。それで補償等の対象者は決まっていますね。指定地域も決まっている。指定の病室も全部決まっている。

そうすると、8,500という施設も大体対象は決まっているわけでしょう。それが変動するわけではないでしょう。

森本企画課長 8,500という数は、つまり今年のお金であれば前年度の稼働率で見えます。

上野企画課調査官 昭和63年に指定地域を解除して、それまでの部分につきましては、それ以降もずっと集める。それと同時に新規分ということで、前年度の排出量を基に徴収

する部分と2種類ある形になっております。

斉藤委員長代理 そうすると、新規分も4万9,000人にそのお金は行くわけですか、何かおかしい話ですね。

森本企画課長 まさに制度の仕組みはそうっております。

斉藤委員長代理 そうすると、では増えれば増えるほど、4万9,000人の取り分は増えていくわけですね。

森本企画課長 いや、4万9,000人に対する支給額というのは決まっています。

斉藤委員長代理 徴収金額が薄まるわけですか。

森本企画課長 おっしゃるとおりです。

斉藤委員長代理 もう一つ教えてください。商工会議所であるからいいという話の理由に、ばい煙を発生させる方との情報があるというお話があったんですが、先ほどからの説明を聞いていると、ばい煙量とか、そういうものを計算なさるのは、それはむしろ本省の方なのであって、商工会議所の仕事ではないんじゃないでしょうか。

森本企画課長 まず、実態を把握する必要はあるものですから、各商工会議所で、要するに廃業されたかとか、そういう基本的な情報を調べていただく形になっております。

最終的排出量に基づく賦課金の徴収額というか、それは再生機構でやらせていただくという形で連携させていただいています。

斉藤委員長代理 そうすると、第一次情報は商工会議所の方が取ってこられる。

森本企画課長 そうです。

斉藤委員長代理 集金だけではなくて、最初の情報データも商工会議所で取ってこられて、その計算を本省で行っているわけですね。こう考えていいんですか。

森本企画課長 そうです。

斉藤委員長代理 確定も再生機構でということですか。

森本企画課長 はい。

斉藤委員長代理 わかりました。

落合委員長 まだいろいろ御意見がとおりかと思えますけれども、予定の時間ですので、本日の環境省からのヒアリングは終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(環境省関係者退室)

(国土交通省住宅局関係者入室)

落合委員長 それでは、続きまして、国土交通省住宅局から地方公共団体の公営住宅の滞納家賃の徴収業務についてお伺いしたいと思います。東国土交通省住宅局公営住宅管理対策官、よろしくお願いたします。

時間も限られておりますので、5分を厳守ということでよろしくお願いたします。

東公営住宅管理対策官 それでは、私から地方公共団体の公営住宅滞納家賃の徴収業務につきまして説明させていただきます。

資料2をごらんいただきたいと思います。

まず「1. 制度・業務の現状」でございますけれども、業務の目的・概要等々ですが、次のページに別添1を入れまして、滞納家賃の徴収業務のフロー図を入れております。これはあくまでも一事例でございます、すべての事業主体、平成16年度末で全部で2,349団体の事業主体が公営住宅を管理しているんですが、すべての事業主体がこうなっているということではございません。一事例でございます。

要するに家賃を滞納すると、いろいろな督促状の送付とか、自主的納付の呼びかけ等々あるんですが、やはり督促状の印刷・作成・封入等々の事実行為については民間委託しております。電話による呼びかけ等々も事実を伝えるといったものについては民間委託をしている。

委託先でございますが、左側によくある例として地方住宅供給公社を書いておりますけれども、例えば債権回収会社であったり、その他の民間会社であったりもそれぞれしております。

下に行きまして法的措置へ移行するということなんですが、あくまでも事業主体は地方公共団体でございますので、地方自治法上の督促、地方自治法第231条の3第1項に「督促しなければならない」という規定がございますけれども、そういうのに基づいて法的な措置が動き始めるということでございます。

ただ、見てのとおり、地方裁判所に訴訟提起とかいろいろございますけれども、私どもの公営家賃は地方税とか国税のような強制徴収はできませんので、やはり民事訴訟による以外に強制執行はできないということで、こういう訴訟があり、その結果として強制執行を行うということでございます。

1枚目に戻っていただきまして、は事業主体、都道府県及び市町村が行うとなっておりますが、2,349団体がやっています。自治体全体の中では約9割ほどに当たります。

業務量でございますけれども、家賃徴収率95.7%とありますが、これは平成16年度分を調べたものでございます。

滞納額として、平成16年度分のみならず、過去にたまっているもの、過年度分を含めると618億円ほどで、現年度分とありますが、平成16年度分については約210億円ほどということでございます。

滞納者の割合ですが、過年度分も含めて13.8%、これはその人がどれぐらいの額を滞納しているかという話は別にして、少しでも平成16年度末段階で滞納額を持っている人がこれだけであるということでございます。

「関連条項」とありますが、公営住宅法では、滞納家賃の徴収手続については特に規定しているわけではございません。簡単に御紹介いたしますが、1枚めくっていただきまして、公営住宅法の条文が紹介されております。

主なものを申しますと、公営住宅法第16条第1項で公営住宅の毎月の家賃は事業主体が定めるということ。

同じ第16条の第4項で病気にかかっていることその他特別の事情がある場合において

必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。これは政策的にそういう場合は事業主体が減免する判断をするということです。

また、第 19 条第 1 項で家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。徴収猶予というのも事業主体がその状況を見て判断するというような規定になっております。

その他似たようなものはいろいろございますけれども、強いて言えば、次のページに第 32 条の「公営住宅の明渡し」とありますが「事業主体は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる」とありますが、第 32 条第 1 項第 2 号に「入居者が家賃を三月以上滞納したとき」というのがございます。そのときに明渡しを請求することができるという話になっていて、またペナルティーとしても第 32 条第 4 項に損害賠償等々もあり得るという話を規定しております。

このように、公営住宅法の世界では、いわゆる債権額の確定を事業主体が行う。その権限を書いておるということでございます。

2. の民間委託のところでも書いてございますけれども、結局あくまでも事業主体が地方公共団体でございますので、その後の事実行為の委託に関することですか、督促しなければならぬとか、そういったことにつきましては、地方自治法を基に運用がなされているということでございます。

2. にございますように、公権力の行使でございますとか、弁護士法関係等々の法律事務、そういったことを民間事業者へ委託することは、現行法制度上、民間事業者へ委託することはできないわけですが、補助的な業務、事実行為については現に民間委託することは可能でございますし、現にどんどんやっているということでございます。

三つのボツで例を示していますが、勿論事実行為でございます。

二つ目の で、現行においても、それぞれ事業主体の判断で地方自治法の指定管理者制度に基づくとか、あとは地方自治法施行令第 158 条に基づく事務委託、地方自治法施行令第 158 条の列挙の中では公営住宅の家賃は使用料に当たりますけれども、その使用料の徴収に関する事務委託をやっているということで、これまでも地方住宅供給公社、全国に 57 公社ございますが、そういうところに委託しておりますし、また民間会社にも委託しています。

その民間会社の中では、最近の傾向ですが、昨年 9 月から兵庫県さんが県営住宅の退去者に関しまして、滞納家賃の徴収のための事実行為の委託を、いわゆる債権管理回収業に関する特別措置法の債権回収会社に委託するということも始めておりまして、それがだんだん広がってきている。私ども未確認ではございますが、今年度から徳島県さんとか、ほかのいろいろな市にも広がってきていると聞いております。

なぜ、公営住宅の退去者についてなのかといいますと、債権回収会社さん、いろいろ営業上のノウハウというか、そういったものがありまして、県の事業主体または公社では探せないような多重債務者の方が、退去した後でどこにいるかということをちゃんと探されるそうですが、そういう面がありまして債権回収会社さんへの委託を兵庫県さんが始めら

れたところ、どんどん広がってきていることがございます。

以上でございますけれども、結局、公営住宅法は債権額の確定をしてございますものですから、あとは地方自治法上の取扱い、または法務省さんが来られていますが、弁護士法上の取扱い等々、要するにその辺の法律の担当省庁の方々の御意見を伺いながら検討していこうと思っているところでございます。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。ちょっと私の方からお尋ねしたいのですが、公営住宅の滞納家賃の徴収業務ですけれども、これはどの範囲まで委託できるかという問題です。例えば回収業務を、今、兵庫県の例で御説明がりましたが、その例に見られるように弁護士に徴収を委託することは可能だということになるわけですか。

東公営住宅管理対策官 債権回収会社でございますか。

落合委員長 はい。

東公営住宅管理対策官 いや、民間委託できるのはあくまでも現在の法制度から見て事実行為だけでございますし、兵庫県さんもいわゆる集金代行業務というんでしょうか、手紙とか電話による通知、そういったことを委託されて債権回収会社がやっておられるということでございます。あくまでも法律事務に当たるようなものは、現行法制度上できませんので、現行法制度で許される範囲でそういう動きがどんどん広がっているということでございます。

落合委員長 公営住宅法第47条という規定があり、それによりますと、自治体あるいは地方住宅供給公社は一体的に管理代行ができるという規定があるわけですが、その規定の関係で弁護士に家賃の請求や徴収業務を委託するということが可能なのかどうかという辺りにつきましては、どのような整理になっているのか。

東公営住宅管理対策官 御指摘の管理代行制度につきましては、やはり債権額の決定みたいな金銭に関わる事務は対象としないという整理をして、あくまでも公営住宅の事業主体だけが、その辺の家賃等の決定の権限を有していると整理しております。

落合委員長 そうすると、弁護士に委託するのは難しいという理解ですか。

東公営住宅管理対策官 ちょっとお話が繰り返しになりますけれども、滞納家賃となったときに、その辺の手続というのは、実は地方自治法の整理に従って私どもは運用しております。そこが勿論法律事務的なところまで委託できるようになるのであれば、それはまた事業主体の判断でやっていくところもあるかもしれません。

落合委員長 そうしますと、言わば公営住宅法と地方自治法との関係というのが、その次に問題になりますね。今の御説明ですと、公営住宅法よりも地方自治法の定めの方が優先するというお考えですか。

東公営住宅管理対策官 というよりも役割分担で、事業主体が債権額を決定する、家賃を決定するとか、その人について減免措置をどのぐらいやるかとか、徴収猶予をやるかとか、まず、そこら辺の債権額の決定までは公営住宅法の中でやっているんですが、その後

は、事業主体がすべて地方公共団体でございますので、督促しなければならないとか、そういった規定等々は全体が地方自治法の方の整理でありまして、そういう役割分担でやっておりますものですから、あえて重複して公営住宅法にその辺の規定を入れるという議論は、今までしたことがないということでございます。

落合委員長 なるほど、公営住宅法と地方自治法とは役割分担が違う。したがって、家賃の決定とか、そういう問題については公営住宅法の方で規律をし、あと具体的にどういう徴収をすとかという話は、地方自治法の方に委ねられるという整理であるということですか。

東公営住宅管理対策官 そうです。

落合委員長 わかりました。ほかに委員の方ございますか。

どうぞ、寺田委員。

寺田委員 家賃の徴収率が95.7%ということですが、減免とかの措置の分がこの中に入っているわけですか。

東公営住宅管理対策官 分子分母で考えますと、平成16年度に取るべき家賃が分母で、取れた家賃が分子でございます。取るべき家賃というのが、特別の事情を見て、この人は本来なら月に3万円もらうべきなんだけれども、1万円にしようとか、そういうような減免措置がされれば、その減免されたそれが分母の方に入ってくる。その1万円が払われなければ、勿論分子にカウントされませんので、そのパーセンテージが下がるということでございます。

寺田委員 ということは、自治体の徴収額というのはもっと大きいものですか。例えば地方公共団体が行うということですが、いずれにしても、これは税で賄われているわけなんですね。

東公営住宅管理対策官 全体的に見ると、確かに整備費、維持費を含めて、そうです。

寺田委員 滞納者の割合が13.8%ということは10件に1.3件強が滞納者ということですね。そうすると、やはりそういった意味での公平さというものには欠けますね。隣りも払っていないからとか、その意見がいいかどうかは別としてね。

東公営住宅管理対策官 それはもう御指摘のとおりでございます。本来滞納者は0%であるべきですね。

寺田委員 ここには書かれていませんけれども、減免措置とか特例措置などを入れると、かなり高いものだと思うんです。勿論弱者にセーフティネットをかけるというのはすごく大事なことだと思います。

しかし、セーフティネットをかけることと、本来の義務を果たすこととは別個という考え方に立ちますと、払われない方の場合、別添1に徴収業務のフローがありますが、実際にここまで行って強制執行ということは、どのくらい行われているのでしょうか。

東公営住宅管理対策官 その辺り、余りにも事業主体が多いものですから、きちんと調べたことがないんですけれども、ただ各自治体の中で本当に裁判まで起こしているという

例は幾らでもあります。

例えばある大都市ですと、平成 16 年度の段階で訴訟を提起しているのは約 600 件あるとか、きちんと訴訟までいくということはやっております。

寺田委員 委員長、もう一つよろしいですか。

落合委員長 寺田委員、どうぞ。

寺田委員 そうなってきますと、今、民間に委託されている部分というのは、本当に督促状を送るとか簡単な業務だと思うんです。むしろ弁護士法ですか、特例措置を使うことによって、民間で回収までもっていくということはできないのでしょうか。

東公営住宅管理対策官 現在の法制度の中で一生懸命運用しておりますので、総務省さんや法務省さんの御見解で、その辺が変わっていくよということであれば、また変わっていく可能性を私どもとしても事業主体の方にお知らせをしていきたいと思いますが、事業主体がどこまで民間委託するかというのは、あくまでも事業主体それぞれの判断です。

寺田委員 では、民間委託する場合は、本省ではなくて自治体の方とやらなければいけないということになりますね。

東公営住宅管理対策官 そういうことでございます。私どもは公営住宅法とかそれに関する管理制度をどういうふうにするかというのを検討して、自治体さんにいろいろ技術的助言とかをするような立場でございます。あと、勿論補助金もございませけれども、ただ本当に事業主体がそれぞれの公営住宅を管理しております。そこが最終責任を負ってやっておられますので、平成 16 年度末で、2,349 ある事業主体さんがそれぞれの御判断でどこまでを民間委託するかをお決めになるというふうに考えております。

寺田委員 事業主体がこういう特例法を設けてもらうような運動を起こさないと、民間に委託するのは難しいということになるんですか。

東公営住宅管理対策官 そうですね。私どもから事業主体さんにやったらどうですかということはないのかなというか、お知らせすることはあってもですね。ただ問題は今のところは仮定の話について、私どもから事業主体にこの法制度がこうなったらどうしますかみたいなことをお聞きするというのは、なかなかどう聞けばいいのかが難しいと思います。今回、このヒアリングを受けることになって、幾つかの自治体さんに聞いてはみたんですけども、「余り仮定の話で言われても、ちょっと軽々に答えられないですね」とおっしゃる事業主体さんが多かった。多かったといっても、全数でやったわけではなく、ほんの何か所かに電話で聞いたぐらいですが。

落合委員長 そろそろ時間ですが、本田委員、1 点だけお願いします。

本田委員 今の件で事務局に聞きたいんですけども、この要望は地方公共団体から出た要望だと私は見えていますけれども。なおかつ地方公共団体は家主さんですね。家主さんは家賃取りに一生懸命するのは当然だし、それをいろんな意味で徴収しようというために、例えば弁護士法もあるでしょうし、いろいろ法律もあるので、何とかできるようにしてくれませんかという要望だと思います。今、おっしゃったのと少し違うと思うんです。そこ

のところは事務局どうですか。

落合委員長 事務局、簡潔にお願いします。

事務局 民間事業者の方からも出ておりますけれども、地方自治体の方からも要望が出ているということでございます。

東公営住宅管理対策官 私どもがいただいているのは、商工会議所、あと債権回収株式会社と堺市さんと聞いてはおるんですけれども、堺市さんが自治体の代表として出された要望なんでしょうか。その辺が私どもの判断がしかねるところでございます。

櫻井参事官 市の要望だと御理解いただければ結構だと思います。堺市としては、そういうことをやっていただきたいということです。ですから、自治体の全部かどうかは別にして、少なくとも一部の自治体には、そういう要望があるということが見て取れるということかと思えます。

落合委員長 まだ、いろいろ御意見があるかもしれませんが、予定の時間を若干超過しましたので、本日のヒアリングは終了ということにしたいと思います。ありがとうございました。

それで、法務省田辺参事官も2回にわたりヒアリングに陪席していただきましてありがとうございました。

(国土交通省住宅局関係者退室)

(国土交通省総合政策局関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、国土交通省総合政策局から観光関連業務及び国際観光振興機構の業務につきましてお伺いしたいと思います。国土交通省総合政策局の篠原国際観光課長、どうかよろしく願いいたします。なお、時間は10分をお願いいたします。

篠原国際観光課長 国際観光課長の篠原でございます。よろしく願いいたします。

私どもには、観光関連業務の民間開放を進めるべきではないかというお話と、独立行政法人の国際観光振興機構の業務を民間開放すべきではないかという御指摘をいただいております。資料では、3 - から始まります。

まず、観光関連業務の民間開放について報告申し上げたいんですが、結論としては既に民間に完全に開放されておりまして、更にあえて何か追加すべき措置は必要ないのではないかというのが私どもの立場でございます。

具体的に申し上げますと、資料3 - という横書きの参考資料の3ページ目をまずごらんいただきますと、時間の制約がありますので、はしょってまいります。平成15年、2003年1月31日「小泉総理大臣の施政方針演説」ということで、2010年に訪日外国人旅行者を倍増の1,000万人にするという国家目標が定められました。

この1,000万人というのは、2ページになりますが、我が国の国際観光がアンバランスだということで、日本人の海外に行く方は1,740万人、一方、訪日外国人が673万人ということで、このアンバランスがあるので、これを是正したいということで「観光立国の実

現 - 住んでよし、訪れてよしの国づくり - 」というスローガンの下に二つの軸で観光施策をやっておりまして、一つは今回議論していただく「日本ブランドの海外への戦略的発信」というビジット・ジャパン・キャンペーンでございまして、もう一つは、今度は来ていただいた方々に満足いただける国際競争力のある観光地づくりをする。この二つの軸で政策をやっております。

具体的に、ビジット・ジャパン・キャンペーンで何をやっているかというのが、また飛んで申し訳ありません、5ページ目からになります。ここは少し資料に沿ってお話ししたいんですが、ビジット・ジャパン・キャンペーンといいますと、PRだけをやっているようなんですが、具体的にやっているのはかなり個別のしっかりとした事業をやっておりまして、七つぐらいのカテゴリーに分かれます。

「1. 旅行会社招請事業」ということで、相手国の旅行業者を日本に招いて、国内の観光地を見ていただいて、そこで具体的にホテルとか、乗り物とか、そういうパーツの価格などの相談をして、日本向けのツアーをつくっていただくような機会を提供する事業ですとか「2. ツアー共同広告事業」、相手国でツアー商品の広告を行う事業ですとか、更には「3. メディア招請事業」ということで、海外の記者さんとかテレビの記者さんと呼んで、日本の取材をしていただいて、向こうで放映をしていただいたり書いていただいたりする。

あるいは「4. 展示会等事業」ということで、相手国に行ってみ本市に出展をして、一般の方にも日本の魅力を知ってもらう。

「5. 広告宣伝事業」ということで、新聞・テレビなどで海外で宣伝をする。

次のページになりますが「6. キャンペーンツール作成事業」ということで、そもそも外国語のパンフレットとかDVDがなかったりする地域も結構ありますので、そういうものをつくったり、あるいは「7. 旅行会社教育事業」ということで、海外の旅行会社の販売とか企画担当の方に対していろんな研修をやりまして、日本の魅力を十分知ってもらって、日本ツアーをつくってもらったり、日本のツアーを自信を持って外国で売ってもらったり、そういったような事業をやっております。

これが18年度の予算額で、大体36億円ぐらいの規模でございます。

8ページになりますが、そういう事業を2003年から展開をしまいいりまして、2004年、2005年と海外からのお客様が順調に増えておりまして、2005年では673万人の方が来ていただいております。今年も順調に伸びているという状況でございます。

こういう効果のある事業を、どういう体制でやるのかというのが今回の御指摘のポイントなんですけれども、10ページ目をごらんいただきますと体制が書いてありまして、まず「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」という閣議決定で「観光産業の活性化・休暇の長期連続化」というところで、外国人旅行者の訪日を促進するグローバル観光戦略を構築するということが閣議決定で決められまして、それを受けて平成14年12月に「グローバル観光戦略」というものがつくられております。

その中に「戦略4-1：官民合同体制のもとでの戦略の推進（官民合同推進戦略）」ということがうたわれておりまして、ここで書いておりますことは、政府だけで訪日外客の飛躍的な増大はなし得ない。地方公共団体、関係団体、民間企業を含めたさまざまな主体が調和しながら展開していく必要があるんだ。したがって、そういうことができるような最適な体制を整備せよということが14年12月の「グローバル観光戦略」でうたわれまして、それを受けてビジット・ジャパン・キャンペーンの実施本部というものができているという体系になっています。

具体的にどういう体系になっているかというのが、その次の11ページ「ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施体制」ですけれども、左側の方だけごらんいただけますでしょうか。

まず、一番上に「実施本部」というものがございます。本部長は国土交通大臣なんですけど、12ページに「実施本部の構成員」が出ております。本部長の大臣の下、旅行業、宿泊業、レストラン、航空、国際空港、鉄道、バス、タクシー、旅客船、マスコミ、自治体等々、関係の方がすべて構成員に入っております。この実施本部の下に主なメンバーから「執行委員会」というものを構成していただいております。ここも関係の業界に入っております。

「執行委員会」の下に、実際に実施をしていく上での事務局になる「VJC実施本部事務局」というものが置かれているんですが、この事務局の構成は13ページになります。これは出身母体で書いてありますが、旅行会社の方が事務局長となって、次長に国土交通省。それから、関係の部長のところは国際観光振興機構ですとか、旅行会社、鉄道会社、航空会社、ホテル会社等々が入って、官民でも相談しながら事業内容を決めていくという体制を取っております。

それでは、具体的にどういう事業の外部への委託をしているのかというところは、本体資料に戻るんですが、資料3- の4ページ目「ウ 外部資源の活用状況」というところをごらんいただきますと「委託業務の内容」ですが「ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっては、官民一体の組織であるビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部が実施主体となって、全てのビジット・ジャパン・キャンペーン事業について企画競争を行い、効率的な事業を展開することのできる主体に委託を行っている」ということで、すべての事業を企画競争にかけまして、やりたいという人に手を挙げてもらって、その中で最も優れた人にやってもらうということになっております。これはすべての事業に対してそれを行っております。具体的には受け先としては国際観光振興機構、あるいは旅行事業者、交通事業者、広告代理店等々が受けて実施しているということでございます。

そういうことで、私どもとしては、実は7月からなんですけれども、すべて企画競争へ移行いたしまして、今後、民間企業を含めて幅広い主体に募集をかけて、最もしっかりとできるところにやっていただくという体制を構築しておりますので、実際、7月以降、民間

企業も確実に実施をしております、特に民間開放にこれ以上の措置は必要ではないというふうに私どもは考えております。それが1点目でございます。

2点目の、国際観光振興機構の業務の民間開放についてでございますが、こちらは、まず資料3 - の参考資料の方からごらんいただきたいんですけども、国際観光振興機構がどういう業務をどういう立場で行っているかというのが、この参考資料でございます。

まず、1ページ目ですけれども、ここは釈迦に説法なんです。「独立行政法人通則法」の独立行政法人の定義をごらんいただきますと、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務・事業について、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものを独立行政法人が行うということになっていて、この独立行政法人たる国際観光振興機構は、そういう公共上の見地から確実にやらなければいけない事務として、これは「独立行政法人国際観光振興機構法」の第3条ですけれども、海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を行うという位置づけがされているところでございます。

具体的な事業内容は「業務の範囲」の第9条にあります。外国人観光旅客の来訪を促進する業務、来ていただいた外国人に対する観光案内、それから観光に関する調査・研究、一番下のところには国際会議の誘致の促進ということを通じて、外客の誘致の促進を図ろうみたいなことが業務の内容にうたわれているわけでございます。

具体的な組織ですけれども、参考資料の2ページ目をごらんいただきますと、約160名ほどの組織でございますが、こういう組織立てになっております。具体的には、今回御指摘をいただいているのは事業開発部の調査・情報室と、海外市場開拓部、それから、海外宣伝事務所が対象になっております。

3ページ目ですけれども、時間の都合がありますので駆け足でいきますと、この組織は本部でいろいろな企画立案をやるのと、海外事務所でのいろんな情報収集なり分析、それから、海外に対する働きかけが相互にリンクをしながら事業が進んでいくということでございます。

ポイントだけ申し上げますと、この参考資料の方を飛ばしまして前に戻っていただいて、資料3 - の、ページ番号が振っていないんですが、4ページ目に「(ア)国の行政機関等の責任と負担のもとに実施する必要性」というところを御覧いただきたいんですが、私どもが訴えたいポイントは、一つは三つ目のですけれども、諸外国においても、外国人観光客の来訪の促進に関する業務は、すべて国、州、または特殊法人が担っているということです。

これについては、後ほどごらんいただきたいんですが、参考資料の9ページにあります。ほかの国や地域の観光宣伝機関で、韓国等アジアの主要国、欧州の国、アメリカだけは観光というものを国として全くやっていませんが、それ以外の国はすべて国または特殊法人が実施しているという実態がございます。

先ほどの資料に戻りまして、 の四つ目ですけれども、なぜ民間開放できないかという

ところについては、競合する民間企業の情報が入手できなくなるおそれがある。ある旅行会社がそれを受託しますと、競争相手の旅行会社が具体的なツアーの何人ぐらい集めたとか、次にどんなことを自分たちは商品として主に力を入れようとしているかとか、そういうことが情報として入らなくなったりしますし、例えば中国などでは、公的な機関でない海外事務所を設置してはいかぬというふうなところもございます。こういったもの等を考えますと、私どもとしては国際観光振興機構の業務はまさに公的な機関であるがゆえに業務ができていくというふうに考えているところでございます。

済みません、時間の関係がありますので、以上でとりあえず終わらせていただきます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまのお話につきまして、委員の方々、どなたからでも結構でございますので、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、森委員どうぞ。

森委員 先ほどの資料3 - の民間開放の資料に基づきまして、先ほど業務の委託ということで、2ページ目の業務の、例えば旅行会社招請事業から旅行会社教育事業それぞれを、いわゆる入札によってというようなお話をされましたけれども、こういうものを私は恐らくみんな単体でやっていらっしゃると思いますけれども、こういう業務というのはある面で一連の業務ではないだろうかと思います。それによって初めて効果が発揮できるものではないかと思いますが、この点についていかがでございましょうか。

篠原国際観光課長 御指摘のとおりでございます。実際に私どもが事業をやる場合には、例えば旅行会社の招請事業とメディア招請事業を一緒に行ったり、このパーツを三つ四つ組み合わせて事業を実施して、1回呼ぶことでいろいろな効果が出るように仕組んでおります。まさに単体ではなくて、すべてを総合してやるのがいいと思っておりまして、そういう実態でっております。

落合委員長 森委員、どうぞ。

森委員 今の一番最後のところで、先ほどの公的機関がやらなければならぬ、例えば中国とおっしゃいましたけれども、そういうものだけ除外してでも、外へ出すことができるものはたくさんあるのではないだろうか。

それによって、当初、ビジット・ジャパン・キャンペーンの1,000万人というものの効果をどのように、例えば、先ほどの予算もそうですけれども、年々予算が増えていきますね。すると、それは当然費用対効果を含めて検証されて、1,000万人の目標を到達することができるかどうか、できなければ、私はある面では大変なことになると、そういうことから考えてみたら、情報が入手できないから外部へ出さないと申しますか、例えば、いわゆる広告宣伝会社というようなところに仕事を出すことによって費用対効果を含めて目標の1,000万人にという考え方はできないでしょうか。

篠原国際観光課長 私どもの考え方も全く同じでございまして、切り出せるものは切り出していこうということなんですけれども、独立行政法人国際観光振興機構がやっております。

まず業務は、まず各国がどういうお客様を持っているのか、どういう指向性を持っているのかということ調査・分析して、どういうふうな旅行商品が合うかとか、そういう企画立案段階のものは、例えば入国管理の情報とか、ビザの発給状況とかを含めまして、やはり公的機関でないとそういう情報が取れないので、分析とかということまでは公的機関がやって、実際にツアーをつくったり、それから、お客様を呼んできたりというのは、まさに旅行会社なり広告会社のお仕事なので、それは実施主体に委ねているということで、まさに公的機関でなければできない部分を独立行政法人の国際観光振興機構が担っているというふうに考えております。

落合委員長 寺田委員、どうぞ。

寺田委員 今、情報の収集だとかいろいろなことを含めて、公的機関でないとできないことだとおっしゃったんですけれども、今の事業者、観光事業者だけではないと思いますけれども、やはり道なき道をきちんとつくって、それはすごい情報力でやっています。

それで、今、言われたような事業の大部分、メディアを通じて紹介したり、あるいは展示会ですとか、広告宣伝事業というのはまさに民間がやる仕事だと思います。ここまで国際観光振興機構でやる必要というのは、実はないのではないかとというのが一つです。

また、パンフレットとかリーフレットの作成なども、こちら発のものはやっているんですけれども、実はそれぞれの国で日本のことを紹介しているパンフレット、リーフレット、あるいはインターネットを通したものはたくさんあると思います。こういったものの中には、これは明らかにおかしいというものが、勿論、それは地域地域で見えていますけれども随分あります。勿論、そういったところをきちんとチェックしていただくとか、別なことで、オンビジネスに関することというのは民間で十分対応できるのではないかと思います。

もう一つは、このビジット・ジャパン・キャンペーン、国で進められている事業としては私はすごく長く、それも広く続いていると思います。今、海外のどこへ行っても、そのバッジを付けておられる方が本当に多いです。これはほとんど旅行社の方なんです。片方で、やはり来ていただいたときのためと、それから、国内の旅行者向けの観光ルネッサンスであるとか、こういった事業は確かに施政方針演説の時にはマスコミも乗りましたし、あちらこちらの団体でもそのことを取り上げました。しかし、ここ1、2年ですか、ほとんど、これは聞かないんです。

だから、こういったことは実際とまっているのか、民間に委ねようとなさっていらっしゃるのか、あるいはどんなことをなさっているというのが見えませんし、特に地域を磨くといいますが、こういったことはやはり地域であったり民間の仕事だと思いますが、そういったことをもっと民間に落としていくということではできないものなんですか。

篠原国際観光課長 ありがとうございます。

まず、1点目の民間でできることが含まれているではないかというふうな印象を与えてしまったのは、実は今回二つのテーマを同時に短時間で御説明したからそういうふうな誤解を招いてしまったと思います。

最初に御説明したビジット・ジャパン・キャンペーン事業というのは、まさに民間の方
にやっていただく事業だということで、官民一体のビジット・ジャパン・キャンペーン事
務局というところで、こういうことをやってはどうだろうかということをお民でアイデア
を出して、実際にやっていただくのは企画競争に応じていただいた民間の事業者の方々が
中心になります。そういうことで、おっしゃるように、ここはまさに民間の方々と官の力
とを共同してやる部分なので、そういう形でやっております。

国際観光振興機構がやっておりますのは、そういう事業ではございませんで、まさに海
外のマーケットの状況を分析して、海外の方々に対して公的機関としての一定の情報発信
をする。どうしても公的な機関でやらなければいけない部分を担っているというお話を申
し上げているということでございます。

二つ目に、海外で間違った情報の発信などをきっちりチェックすべきだということにつ
いては、まさにおっしゃるとおりで、実はビジット・ジャパン・キャンペーンは国内だ
けではなくて、海外の大使を筆頭にした現地推進会という名前の組織を国ごとにつくって
おまして、そこで日本についての情報発信で誤ったところの修正を含めてきっちりチェ
ックをし、また、海外でどういう宣伝をすべきかという方策を海外にいる日本人がよく考
える、あるいは海外にいる、まさに現地のエージェントなどにも意見を聞いてやる組織を
つくって、御指摘のようなポイントもしっかりカバーするようにしています。

3点目に、国内の観光地づくりについては、今日はまさに招き入れる方のテーマですの
で資料を入れませんでしたけれども、両輪ということで考えておまして、御指摘のよう
な観光ルネッサンス事業、あるいはまちづくり交付金といったようなハード整備のものも
ございます。

これは、まさに地域が自治体とか、地域の観光協会ですとか、民間事業者がこういうふ
うなことをやりたいというアイデアを国に上げていただいて、これは応援したいというも
のは国の方で補助金という形でやらせていただくというふうな手法を取って、まさに民主
導で、あと、そこに公的なお金が追加できるものは追加していく。更には、まちづくり交
付金ということで、公園とか、道路整備とか、駅前広場の整備とかということも、そうい
うアイデアと一緒に、応援すべきところにお金を付けていくというふうな手法で、民主導
で、地域主導でやっているという実態でございます。

落合委員長 ほかにはございますか。

吉野委員、どうぞ。

吉野委員 今のお話をそのとおりに受け取ったとしても、この機構の海外事務所は13
か所しかないんですね。全く不十分ではないですか。これでどうしようというわけですか。

篠原国際観光課長 この13か所は、確かに数が非常に少ないんですけれども、実は日本
に来ておられる海外旅行者の9割は、この13の事務所がカバーする地域から来ています。
アジアと欧米、この12地域が9割ぐらいを占めています。そこに重点的に施策を打つため
に海外事務所を置いて、しっかりと宣伝をしているということです。

それ以外に、先ほど申し上げかけましたけれども、在外公館、外務省とも協力して、現地の大使館の大使を中心にいろんな事業をやっていただくということも併せてやっています。

独立行政法人の国際観光振興機構としては、その中でも特に9割を占める重点市場について、事務所を自ら置いて宣伝活動なり情報分析を行っているという実態でございます。

吉野委員 ということは、そのほかの市場の開拓は、この機構の任務ではないということですか。

篠原国際観光課長 そうではございませんで、海外事務所があるところは、特に手足を置いてやらなければいけないというところに置いています。更に我々、予算制約の中でも増やしていきたいと思っています。

ただ、今、実態としてやっている姿としては、機構の本部に海外市場開拓部というところがございまして、ここで、この13か所の事務所以外の部分を含めて情報収集・分析をして、具体的な対策を打っているということで、これは本部対応をしているということでございます。

吉野委員 今、13か所とお聞きしましたがけれども、現在、訪日客が増えているのはほとんどは中国と台湾と韓国だと私は承知しているので、今おっしゃったようなことなら、その三カ国だけに事務所を置けばいいのではないですか。

それはともかく、海外事務所のない地域はどうするんだという質問に、今、外務省の話をなさいましたけれども、国交省の総合政策局が外務省に対して、今、おっしゃったような趣旨のことをどういうふうに政策的に展開するかという具体的な話をなされたという話は、私は聞きません。それで予算を更に増やすという話は矛盾しているのではないですか。

篠原国際観光課長 海外の、先ほど申し上げた現地推進会というのは、まさに外務省の大使がヘッドになって、現地の関係の方々がみんな入ってやっているわけです。そういうことを仕組むということは、まさに外務省と国交省が相談をして、どういう形で海外に発信していくかという議論をした結果がそういう姿になっていると思っていただきたいと思います。まさにそういうことを我々は日常的にやりとりをしまして、また海外の方を呼んできたりしたときに、お互いに、それでは自分たちも出て行って一緒にセミナーをやるうとか、そういうことをやっております。

これは我々の発信が足りないんだと思いますが、これは外務省さんに聞いていただいてもいいですが、本当に一体になって動いています。

吉野委員 外務省の考えは聞いたうえで疑問に思っているんです。

例えば海外でやっている仕事の人数は、今、おっしゃった仕事のために十分か、不十分か、どうお考えですか。つまり、外務省と協力してやっているならば大使館などと人数がダブっているところはないかということです。

篠原国際観光課長 まず、外務省の在外公館というところは、現地における日本の一つの集合拠点であって、別に観光の仕事だけをやっているわけではありません。しかし、特

に事務所がないところについては、在外公館から発信をさせてもらうという意味で使わせてもらっています。

そのぐらいの規模にとどまるものですから、やはり本当に重要な市場については自ら事務所を置いて市場分析をする。現地の方をそこで雇って、現地の言葉話せる方々がきちんとマーケットに入って、情報を集め、あるいは発信をするために事務所を置いています。

実は、海外戦略事務所は13か所ありますが、要員は正直言って全然足りないと思っています。ただ、限られた人数の中でやっていくということで、効率的にやるように一生懸命努めているということでございます。

落合委員長 ほかにございますか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 すごく基本的なことを伺います。これはグローバル観光戦略という中で、非常に戦略的に国家としてやっていく必要があるものだと思います。

そのグローバル観光戦略の中で、官民合同体制の下で戦略を推進する。これはビジット・ジャパン・キャンペーンだけではなくて、国際観光振興機構自体の業務がグローバル戦略を達成するためのサポート業務であるとしても、それもやはり官民共同になって戦略的に推進していくというスタンスは重要なのではないかと思いますけれども、その辺、この独立行政法人の位置づけをどう考えるかということをお伺いします。

篠原国際観光課長 このグローバル観光戦略は、おっしゃるように官民一体で、それぞれの力、持っている資源なり特性なりを生かして、総合力で日本の観光の力を上げていきたいと思いますということをやっておりますので、国際観光振興機構も、その大きな枠組みの中に入っていくということでございます。

そういう中で、官には官の力の発揮の仕方があり、独立行政法人には独立行政法人の力の発揮の仕方があって、国際観光振興機構というのは公的な機関でありながら自由に、官ほど縛られずに動けるところがあるというところで、その独立行政法人たる性格を生かした活動をするということで位置づけられているというふうに考えておりました。国は実際にどういう方向でやろうという方向性を出すわけですが、民間の方々は実際の、自前の企業努力の中で展開していくわけですが、その間をつなぐものとして、ある意味では参謀的な姿として、あるいは実施の知恵出しの組織として独立行政法人国際観光振興機構があって、そこは海外事務所のネットワークを使いながら情報を吸い上げ、それを民間の方々に、公でしか取れない情報を民の方に流しながら効果的な戦略を練っているというふうに私どもは位置づけております。

落合委員長 どうぞ、斉藤委員長代理。

斉藤委員長代理 基本的には、スペインとかスイス等は国を挙げていろいろ成功して、どういう意味で小泉さんが1,000万人とおっしゃったかはよく知らないんですが、それによって雇用造出15万何千人とか、その前に、たしか25万人ぐらい雇用が造出されている。観光トレードが3兆円ぐらい赤字でしたか。1,740万人と670万人ぐらいですから、1,00

0 万人が出ている。これをやはり逆転させようというのは国家戦略として考えていいと思います。

ただ、これだけではないんでしょうけれども、怒られてしまうかもしれませんが、結果として 15 万人、20 万人の雇用を吸収しようとか、赤字をゼロにしようとかということであれば、やはり官の部分というのを極端に小さくしないと、この目的は達成されないと逆に思います。20 万人の第三次産業への従業員シフトというのをやるべきだと思います。それは大変重要なことだと思います。

国としてやっていただくことは幾つかお書きになっていましたけれども、例えば我々も観光事業をいろいろやるうとして、非常に汚いビルが破産して残っているので、倒そうとすると 5 億円かかる。だれも倒せない。そこをきれいな公園にして、きれいな町にしようとしたときに、市町村もお金がない。このビルを国のお金で倒して公園ができないとか、そういうことをいろいろ考えたんですが、そういう民間ではできないことがございますね。ビザの問題ですとか、いろいろ細かくお書きになっていたと思いますが、希望なんですけれども、やはり国でしかできない、規制を撤廃して、あとは自由に競争させることによって活性化するというのを是非考えて、官のところはできるだけ小さくしていただきたいと思います。

篠原国際観光課長 本当に御指摘のとおりです。私ども、この推進体制をつくるときに、実施本部事務局、先ほど名簿もごらんいただきましたけれども、事務局長を民間の方になっていただいています。実際の事業運営も、各旅行会社、航空会社の方に市場ごとに担当を決めて、その方に市場戦略をつくっていただいています。

正直、私ども役人に、この国の人たちはこういう旅行が好きだからこういうところを回そうなどという知恵はありませんので、ここはまさに彼らにやってもらっていて、我々は、その中で国際観光振興機構が持ってきたいろいろな海外の情報を基に、本当はこういう方向がいいのではないのかというふうなことを議論の中に提示をして、議論を闘わせて、実質的な中身は民に決めてもらうというふうなことをして、ある意味では私どもとしては本当に模範的な、非常に意欲的な取組みをしている。つまり、民にほとんど委ねてしまうということをしているというのが、この V J C で、だからこそ長く続いているのではないかと思っています。

そういう意味で、御指摘の趣旨を常に念頭に置きながらこれからもやっていきたいと思いますが、ある意味、官の立場として小さ過ぎるくらい小さいのではないかと、私、やっている本人は思っています。

落合委員長 今回のビジット・ジャパン・キャンペーンで大部分は民間にやってもらっていますという話ですけれども、民間に任せていない部分もあるわけですね。これはいかなる理由で任せていないのか、この辺りはいかがでしょうか。

篠原国際観光課長 まず、民間に任せていない部分というのは、基本的な方針以外はほとんどないと思っています。

もう一つ、国ではなくて国際観光振興機構に委ねている部分が一部ございます。国が決めた方針というのは、例えば12の国を重点的に攻めましょうとか、今年はどのぐらいを目標に頑張りましょうとか、特にどこの市場を大切にしましょうとか、そういった基本的なところを国の方で一応議論の中で決めていって、実際の事業は民間の方にやっていただく。

その実際の事業の実施と国の戦略の間に、具体的にはどういう戦略が一番効くんだらうかという辺りは、公的機関でないと取れない情報とか、公的機関ゆえに動きやすい国とかがありますので、そこを国際観光振興機構が埋めている。そういう意味では、官と、半官半民の組織と、完全民間の組織が溶け合って回しているというふうな印象を私どもは持っております。

落合委員長 そのビジット・ジャパン・キャンペーンが非常にうまくいっている、ある意味では民を主体としてうまくいっている。もし、そうであるとするならば、言わば国際観光振興機構の方も民を主としてやっていくという考え方を及ぼす必要性があるのではないかと思います。

それで、資料3 - のところで、なぜ機構業務というものは民間開放になじまないかという理由が幾つか挙げられているわけですが、これは機構そのものがなくなってしまうという話ではなくて、機構は依然として存在していて、しかし、機構が従来やっていた業務の相当部分を民間事業者へ委託するという関係ですね。したがって、情報がなかなか上がってこないとか、あるいは中国に対して日本の代表的な地位を保てないとか、いろいろ理由を挙げられていますけれども、しかし、これらはいずれにしても機構が委託者という形で、主体であるという点では変わりがないわけであり、そして、委託した民間事業者がもし情報を適切に上げてこないということであれば、それは委託契約の中でそういう情報をちゃんと上げるような契約条項を入れて、それなりの手当てができる。

それらを考え合わせますと、機構自体が現状のままで、すべて現状を変更しないで自分ですべてやっていきますという論理というのは、特にそういうスタイルでいくことが効率性という点から見たときに本当にどうなんだろうかという点の検証も、必ずしも機構が今のままでいった方が民間事業者に相当部分委ねるよりも安上がりなんだという立証は別ないわけなんです。

これらを合わせると、もうちょっと積極的な態度は取れないんだらうかというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

篠原国際観光課長 私どもも、この趣旨は理解しておりますが、機構がなくなるわけではなくて業務を委託するということだと思いますが、例えばこういうことを考えていただくと少しわかりやすいかと思っています。

例えば、この業務をある特定の旅行会社が受託することにしたときに、その旅行会社が国際観光振興機構の業務を受託して、その旅行会社とライバル関係にある旅行会社に対し、おたくが次に考えている新しい旅行商品の企画はどんなことになりますか、どこどこで実施した集客は何人ぐらいだったでしょうか、あるいはホテルに対して今後の増改築の計画

はどうなっていますかとかそういったことを聞いても、商売がたきですから、そこは、まず、出し手がちゃんと情報を出してくれないので集められないのではないかと私どもは思っているんです。

実際、今、J N T Oのやっておりますことは、まさに中立の組織なので、あらゆる会社から、ライバル会社全部を含めて生の情報が上がってきて、それを統計情報にしたり、マーケット分析情報にしているんです。そういったことがまずできなくなるのではないかと。

それから、例えば公的な機関から、さっきビザの話とか入国規制の話とかをしましたけれども、やはりそれは公的機関だからこの情報は出せるという情報があるんです。また、時間的にも早く出せるというのもあるんです。

そういうところを考えますと、これをあえて民に出したときのデメリットと申しますが、情報が集まらないとか、情報入手が遅くなるというところを考えますと、やはりそれは公的機関が請け負った方がいいと思います。

また、海外の方からごらんになっても、とある会社がそこをやっているのであれば、自分たちの会社に利益があるようなところに誘導していくのではないかと申すふうには、例えば日本の国内のどこかの業者を紹介してくれというようなこともあるんですけれども、そこは、例えばある特定の旅行会社が請け負っていたらその旅行会社の系列のところへ落ちていくのではないかと、やはりそういう疑念というのがあるんです。だから、国際観光振興機構という信頼される場所があって、まさに公的主体だからこそ公的機関がやるべきだというふうには私どもはずっと考えています。

落合委員長 済みません、時間がまいりました。

予定の時間を若干超過しましたので、これでヒアリングを終了したいと思います。ありがとうございました。

(国土交通省総合政策局関係者退室)

(外務省関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続き外務省から国際交流基金の業務につきましてお伺いしたいと思います。外務省広報文化交流部中井文化交流課長、よろしく願いいたします。時間も限られておりますので、10分をお願いいたします。

中井文化交流課長 文化交流課長の中井でございます。よろしく願いいたします。

まず、国際交流基金の概要につきまして簡単に御説明させていただいた後、今回、官民競争入札の対象として挙がっていたこと、すなわち交流基金の海外事務所運営業務、文化艺术交流事業の民間開放、交流基金が行っております日本語国際センター、関西国際センターの研修事業の官民入札化につきましての所見を述べさせていただきます。

まず、国際交流基金についてご説明いたします。御案内のとおり国際交流基金というのは、海外との国際交流事業を行うためにできましたもので、まずは外務省の特殊法人として設立されました。その後、2003年に独立行政法人化されて、今年で3年目です。

230名の役員数で、政府出資金は約1,130億円で運営しております。

海外との国際文化交流事業におきましては、中期目標の下に外務大臣の指導を受けまして、海外事務所の設置、海外文化交流事業の企画・立案・実施を行っております。

予算はおよそ 170 億円。その内訳は、通則法 46 条の外務省からの交付金がおよそ 130 億円。運用資金の運用がおよそ 20 億円、及びその他の予算となっております。

海外との国際交流事業は、大きく分けて三つの柱がございます。

最初は文化芸術交流です。これは日本の絵画や彫刻の展示を行う造形美術、歌舞伎などの海外公演の舞台美術、映画などの紹介の映像出版等があります。

次に、海外での日本語教育です。日本語の推進は、日本文化の理解の基礎でございますから、これも非常に重要な事業としてやっております。ただ、直接交流基金が日本語を教えるというのではなくて、日本語の基盤整備、海外での日本語教師の育成、教材の作成、または外交官等のレベルの高い専門家の訪日研修などを行っております。

3つ目は、日本研究・知的交流です。海外におきまして日本の研究をしたいという人は、黙っていてもそうは増えません。ただ、そういうことを増やすことが日本理解の基本ですので、そうした日本研究の助成・振興には鋭意取り組んでおります。

海外の学者や知的リーダーなどとの共同研究や対話による交流も日本人に対する理解を促進する上で有用であり、これも進めております。

以上に述べましたとおり、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流、これが三つの柱でございます。

続いて「国際交流基金の特色」につき説明させていただきます。一番大きなポイントは、国際文化交流といっても外交政策を十分に踏まえて、長期的・広範な視点から外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う点です。すなわち、外交政策と密接に連絡しながら、総合的・長期的・戦略的に海外文化交流業務を行う機関であるということが特色になっております。

具体的には、外交政策と緊密に連携した戦略的取り組みとして、ソウル大学への日本研究センターの設立や「日韓文化交流5カ年計画」の提案等を行っております。

次に、分野別・地域別の事業の比率を見ますと、分野別では、先ほど申しましたとおり、事業の大きな柱である文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流において、それぞれ3割ぐらいの割合となっております。また、地域別では、対象地域は広がっております。これは、経済協力と違い文化交流が5年先、10年先、30年先までにらんで、日本はどういう国であるかということを理解することに主眼があるためです。個別の事業の対象においては、外交の日程等々に関係するわけですが、対象となる地域は広がっております。

組織につきましては、御案内のとおり、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流の三つの柱を中心に、18か国19か所に海外事務所を設けて文化芸術交流事業を行っております。

以上、国際交流基金の概要につきご説明させていただきました。

続きまして、今回御意見をいただきました海外事務所の運營業務、文化芸術交流事業、関西国際センターの研修事業、それぞれの民間開放、官民競争入札についての我々の所見を順番に申し述べたいと思います。

海外事務所の運營業務についての考え方ですが、次の文化芸術交流事業も同様に、いずれも国の外交政策の一環として在外公館と一体になってやっているものです。したがって、各業務が切り離せるというのではなく、総合的・中立的な国の事業政策にのっとり、日本語事業とか日本研究事業と組み合わせながらやっているものでございます。

まず申し上げたいのは、海外事務所運營業務については、現行制度上規制のようなものはないということです。例えば、海外文化交流を目的に海外に事務所や事業所を設置することに対する規制はございません。自由にできます。現にいろんな団体がやっております。

また、海外での事務所の運營業務への民間参入。これは後ほど御説明いたしますけれども現にやっておりますし、これについても規制はございません。

ただし、こういう外交政策と一体になって、国ごとに長期的・継続的な取り組みをする事務所といたしますと、相手国政府との取り決めがどうしても必要になります。各種取極に基づいて設置・運営されているものが多いです。どの国でも国際交流基金の海外事務所というものは、日本の中核的な国際文化交流専門機関と認知された公的な性格を持っております。その性格に照らしまして、国によって内容は異なりますけれども、相手国政府よりさまざま外国政府機関、ステータスとしての地位を与えられております。具体的には、関税や付加価値税の免税措置等の各種特権が与えられております。これは、日本で活動しております類似の団体、プリティッシュ・カウンシルですとか、アリアンス・フランセーズですとか、そうした機関も同じです。したがって、こうしたものとなると、すべて民間に委託するというのではなく、国と連携する独法の機関という立場が是非とも必要になるものかと思われまます。

とは申しながら、民間活力は海外事務所の上においても、非常に積極的に活用されております。例えば一番有力な機関は、パリの日本文化会館でございますけれども、これは官民共同で発足いたしまして、官民共同で事務所運営をしております。これは、更に日仏の合意に基づくものでございますから、フランス側と日本の官民合同でやっております。

実際の運営といったものは、民間側の要望も受けて国際交流基金が運営しておりますが、館長については民間の方にいらしていただいておりますし、幹部の方も民間の方がいらしてしております。また、その他パリ以外の外部人材につきましては、民間の方の登用にも取り組んでおります。具体的には、北京やソウルです。

その他、実際の海外事務所、これ全体を民間に委託することは難しいですが、業務の一部分については効率化が必要なため民間委託している部分がございます。例えば事務所の施設管理ですとか、物品輸送業務等の民間委託は進めておりまして、現在の段階で4件で4,200万円ほどの規模で民間委託を行っております。

次に、文化芸術交流事業につきましても、第1に申し上げたいのは、海外におきます事

業の実施についても特段の規制はございません。基本的には、文化芸術交流事業は、民間事業者の判断によって行うことは可能です。現にさまざまな民間団体が海外で文化芸術交流活動に取り組んでおります。

ただ、基金が行う事業と申しますと、国の外交政策の一環として全世界を対象に総合的に推進するものがございます。

どういうことを行っているかと申しますと、まず外務省の方で外交政策上の緊急な要求にも踏み込んだ中期目標をつくります。基金の方では、それも組み込んで各国・地域ごとの事業計画を策定いたします。どの国、地域に対しても数十年後をにらんで日本の理解を進めないといけませんから、長期的、継続的かつきめ細かい対応が必要なわけです。基金がそうした計画を作成するに当たっては、民間の団体もいろいろ進めているわけですが、そうした外国政策を十分に踏まえて、専門性、外交性の必要性も高く、基金以外では対応が難しいものを中心にさまざまなプログラムを組んで、一体として実施しているものでございます。

ただ、民間活力等を積極的に活用しております。文化人等招聘業務やさまざまな展示作品の国際輸送業務については積極的に民間委託を進めております。具体的には、78件で6億1,100万円ぐらいの関連の活動については民間に委託しております。

最後に、日本語研修事業について、冒頭に申し上げたいのは、先ほどの二つと同じですが、外務省としては特段海外での日本語教育に係る制度上の規制は設けていないということです。海外での日本語教育における民間事業者の参入は、もう大歓迎ですし、我々も支援しておりますし、かなりの活動をやっております。ただ同時に外交政策の一環として、全世界を対象に総合的な見地から推進するべき事業としての日本語もあるわけです。専門性も高く、また基金以外での対応ができないような部分があります。具体的には、今、基金が行っている事業は、先生が自分で学校で教えているわけではなく、その国で日本語の先生を育成して、そういう先生方の日本語教育を進めていこうという基盤整備を行っております。また、基金の関西国際センターで行っておりますように、外交官、図書館の司書、学者といった非常に高いレベルの日本語の教育も行っております。

そういう住み分けできちっとやっているわけですが、住み分けの範囲内でも民間活力の利用というのは非常に重要なことであります。

実際には、浦和にあります日本語国際センター、関西国際センター、いずれも所長は民間の方の登用でございます。相当厳しくお金の管理もやっていただいていると承知しております。

また、一部の業務につきましては、例えば外国から研修生が来た場合の接遇、施設管理、といったものは民間活力を利用しております。それが24件で4,900万円分ぐらいの活用をしております。

こうした民間の活用は、積極的に進めてまいりたいと思っておりますけれども、大本の業務につきましては、今、御説明しましたような事情があると考えております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして、委員の方々から自由に発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

森委員 それぞれの業務に対して、例えば制度上の規制は設けておりませんと、しかし、あくまでも外交政策と一体となってくるから、それはなかなか難しいですと。いわゆる片方で門は開けていますと言いながら、片方では一番肝心な外交という大きな政策上の問題だからこれはということをおっしゃって、しかし、実際にこういうことをやっていますと言っても、正直申しましてこれは日本語の問題でもそうですし、文化交流でもそうですけれども、文化交流のようなものは息の長いものだと思います。そういうものに対しては、長期間のものを見方をしなければいけないと思います。

しかし、そうではない、例えば海外事務所の問題、あるいは日本語教育については、例えば民間企業でも海外にいろんなものを持ってらっしゃる。そういうものを最大限活用することによって、政府が後ろ盾になるという格好にすれば、その19か所というのが果たしてどういう意味の19か所かということも、勿論、戦略上の問題はあるかもしれませんが、何を基準にして19か所になっているのかということも私どもには見えませんし、そういうことを含めて日本語でも民間のいろんな事業者がやれると、規制を設けてないとおっしゃっている以上はやれるんだと、だったら出すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

中井文化交流課長 御質問ありがとうございます。実は、制度上の規制はないということと、外交政策と連携しながら進めなければいけないということは、相対するものではなくて、すなわち後者だから民間参入ができないというわけではありません。現に日本語でも、文化芸術活動でも、民間で積極的に活動されているところはございますし、我々も別途支援しております。ただ、各団体がそれぞれの立場でやられることとは別に、日本全体として日本についての理解を進めることや、日本語教育を全世界に長期的に息を長く進めることについては、専門性が高かったり、もしくは基金以外では必ずしもできない、民間では手当できない部分もございます。基金の事業は、そうした部分をプログラムを組んで事業として実施しているものでございますから、これは両立するものでございます。

落合委員長 斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 もう一つ、いろいろな仕事をやっておられるのが、何でこの交流基金でなければいけないかというのが、よくわかりません。例えばパリ日本文化会館、まさしくこれは民間から発想されたアイデアですね。結果的には、民間はこういうふうにかかるといって、お金が欲しいんです。要するに、国が何かないかと思うわけなんです。都合のいいところがあるから持ち込んで、官民一体みたいな形でやるんです。

それは文化の交流ですから、ある程度国として援助することはあっていいと思うんですが、日本の日本語教育もそうなんですけれども、語学教育になるといろいろ理由はあると

思いますけれども、内外ともに全く自由にいろんなことが、向こうはベルリッツが来てこっちで教えているし、こちらの方も向こうへ行って相当展開しておられます。公文さんだって展開なさっています。

結構、我々の外国人の友達もそういうところで日本語を非常に勉強してしゃべりだし、学校にもたくさん日本語学科があるし、これが何で交流基金でなければいけないかというのがよくわからないです。

中井文化交流課長 確かに民間の活力は大変重要ですが、パリ日本文化会館につきましては若干経緯がございまして、首脳レベルで建設が合意されて、当時の首相、鈴木首相、中曽根首相ですけれども、経団連に民間の協力依頼をして、それから官民共同でやろうということで始まったものでございますから、純粹に民間から特定の意図をもって要請があったものではございません。

今、日本の民間の方も必ずしも営利目的だけではなく、文化交流に取り組まれている団体が多くございますから、これら団体との連携は非常に大事だと思いますので、我々も取り組んでおります。

語学教育につきましては、おっしゃるとおり民間ベースで相当広がっております。海外で民間ベースで日本語を教えている拠点も随分ございます。それも踏まえまして、今、基金が進めておりますのは、直接自分でやるというよりは、こうした日本語教育というものが一時のブームに流されて、あるときはよかったけれども日本の景気が悪くなったらなくなってしまったということにならないように、息長く長期的に事業を行うというのが課題です。

そのためには、まず一番重要なのは基盤整備ではないかと思えます。日本から送るような民間の営利団体ですと、営業成績に影響するかもしれませんが、我々の念頭にあるのは、海外にきちんと日本語を教える先生を育てるとともに、彼らが自立的に活動できるように支援することによって、長期的・継続的な日本語教育が実現するのではないかということです。

ただ同時に、日本語教育の課題もどんどん増えてきて、今、90年代で日本語の勉強をしたいという希望者は倍以上になりました。その人たちのニーズも多様化して、昔のように日本で仕事したいから、あるいは、勉強したいからというのに加えて、日本のアニメや漫画を勉強したいという人も欧米で伸びております。

そうしたことも踏まえて、我々はこれまでのように先生を育てて、教材を与えて、各国それぞればらばらにやっていくというのは、そろそろ限界に来ているのではないかと思います。かといって、我々が全部出て行って公営の学校をやるのも難しい。したがって、ある意味で日本語の製品の規格のようなものをつくって、日本語を知るときにはこういう段階でやりなさい。ここからここまではこうですよという規格をつくって、それに合った学校を認証する形で民間とタイアップしながらやっていくことも考えております。これはまだ構想段階ですが、我々としてはそのように必要な基盤整備を行っていくことを考えてお

り、新しいニーズに対してはそうした民間、既にある学校との連携も視野に入れて進めているところです。

落合委員長 寺田委員、どうぞ。

寺田委員 一つは、パリ日本文化会館、あれは私も随分いい形で、今の日本の文化を紹介していただけていると思うんですけども、その他いろんな事務所がありますね。こういったものは、民間の感覚から言いますと、例えば日本の企業、商社もそうですけれどもいろんな企業が、ここに書かれているようなところであれば十分進出されているわけで、そこらをうまく活用することはできないのかなということが一つです。

本当を言えば、国際交流はわかりませんが、外務省も国交省も同じようなことをやっているの、省庁が横断的にやればより効率的だと思いますけれども、それがかなわないとなるなら、民間の既存のものを利用するだけでもすごく効率は上がると思います。

もう一つは、日本語教育なんですけれども、向こうにいらっしゃる方の日本語教育をすることで、日本にも興味を持って来ていただくということなんです。既に日本に海外からの外国人が200万人を超えているということで、いわゆる文化とかとはかなり距離のある人たちだと思いますけれども、こういう人たちが日本語を学ぶ機会にお金を使っていた方が、それを民間に委ねていただいた方が、より広く生かされるのではないかなと思うんですけども、それは国際交流基金とはまだ全然違うんですか。

中井文化交流課長 どうもありがとうございます。19か所の事務所につきましては、確かにおっしゃるとおり民間の各会社の事務所等々が活動しているところでございます。ただ、この交流基金の事務所といったものは、息長く長期的に外交をやるものですし、そうした性格であるからこそ、その国からいろいろな特権ですとか特別な配慮をいただいているものです。

現に、例えば東京でもイギリスやアメリカの会社がたくさんある中で、それぞれブリティッシュ・カウンシルですとか、アリアンス・フランセーズといったところが特別な地位をもらって、公的な立場から民間交流を推進しております。日本の現地企業との連携の必要はありますし、実際にそういうことには取り組んでおりますけれども、それとは別途きちんとした公的なステータスを持った組織が必要であると考えます。

また、国内の外国人への日本語教育ですが、これは確かに政府全体の大きな課題です。大きな住み分けとしては、国際交流基金というのは設立の法的な根拠から、外国での日本語教育が中心になります。さはさりながら、これだけ国全体で大きな課題に対して知見を何も提供しないというのはおかしい話ですから、可能な範囲ではいろいろやっております。

例えば今度フィリピンとの間で経済連携協定ができて、看護婦さん等々が入ってくると思います。彼女たちも日本で活動する中で日本語教育は不可欠なわけです。そうしたものに対して、やはり教える立場になると国際交流基金の性格から教材をつくる過程ですとか、看護婦さんにどのような語彙を教えたら良いかといった点についても協力しております。

落合委員長 雨宮総務部長、どうぞ。

雨宮総務部長 森委員の御質問につきまして、日本語の問題ではありますが、国際交流基金がやっております事業は、日本語教師研修でございます、日本語自体を教えるという事業はしておりません。

したがって、各民間の関係の御専門の方々が海外でお仕事をなさる基盤になるところの事業を実施している訳です。

一番重点を置いておりますのは、日本語の教師養成でございます、海外各国における現地の日本語の先生の養成ということに従来からウェートを置いてやってまいりました。

先ほど森委員から御質問がございましたので、その点ちょっと申し上げさせていただきたいと思われました。

斉藤委員長代理のおっしゃいましたパリ日本文化会館でございますけれども、これは御存じのとおり支援協会という組織を設けておりまして、民間の企業さんの代表から成ります「友の会」というのをつくりまして、会館の運営に対する資金的な御協力をいただくというスタイルで運営しております。

この形が一つのモデルになるという考えでございます、将来的にはほかの事務所についても一緒になってお仕事をさせていただくということで、パリをヒントに新しいことを考えていきたいと思っております。

関西国際センターでは、アジア各国の若手外交官の日本語研修を引き受けております。今、研修生は37名でございますけれども、ここの研修センターで日本語を勉強した外交官が在京の大使館などで実際に働いております。各国からしますと、やはり中井課長が既に御説明のとおりでありますけれども、独立行政法人としてのステータスからジャパンファンデーションに研修をお願いしようということいろいろ御依頼いただいているところもございます。

海外の美術展におきましても、各国の大変重要な作品もジャパンファンデーションが行う企画であれば、あるいはジャパンファンデーションと共催でやるのであれば作品をお貸ししようということもございます、その辺も独立行政法人でありますところのメリットかと思えます。

ばらばらした御説明でございますけれども、以上でございます。

落合委員長 今の質問に関連して、森委員、どうぞ。

森委員 その日本語の研修ですけれども、資料4の15ページに17年度予算で7億600万円ですか。実際に、どのぐらいの受講者があったのでございましょうか。どのぐらいの人数が受講してらっしゃるんですか。

嘉数企画調整課長 非常に大ざっぱな数字でございますけれども、浦和にございます日本語国際センターは年間約五百名（勿論これは長期・短期ございますが中心は短期でございます。）の研修を行っております。

関西にあります国際センターにおきましては、約三百名の研修を行っております。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 ちょっと事実だけ教えてください。たしかこれは否定されていたと思うんですけども、あるデータで16年度から17年度に実施事業数が196件から93件に削減されている。にもかかわらず、職員数と人件費の削減が行われていない。同じときに業務経費は平成16年度決算で124億円、平成17年度予算は126億7,400万円と増加している。つまり事業件数は半分になっているのに、業務経費はむしろ増えている。あるいは事業件数が半分になっているのに、職員数や人件費の削減が行われていない。いわゆる効率的経営感覚というものがないのではないかというデータがあるのですが、これはいかがでしょうか。

中井文化交流課長 どうもありがとうございます。端的に申しまして、これは事実の誤認でございます。ここで確かに平成16年に196から93に減っているものがございますが、これは事業の実施件数ではございません。端的に申し上げて基金やっておりますプログラムの数、どういうプログラムがあるかというものです。言わば、料理で言いますとメニューでございます。そのメニューの下で何をやったのか、それが事業の実施件数で、注文の数でございます。注文の数でいきますと、実は増えております。対象となった平成16年度は、確かに御指摘のとおり196のプログラムがありましたけれども、その中で858件の事業を行っております。実はプログラムを平成16年度、及び17年度においてわかりやすくするために、メニューの数をぐっと減らしたことがあるので93に減りましたが、実施件数が1,163件と35.5%伸びてございます。

したがって、確かに公的機関が何をやっているのかという活動のメニューについて統合整理した際の数字を事業の実施件数と間違えられたかと思えます。実際に展示会の数や、招聘した人数、日本語の事業実施数は合計で35.5%増えているのが実情でございます。

また、一般管理費については、基金にとってはかなり厳しいものでありましたが、中期計画に従ってその目標期間内において10%削減をほぼ達成しております。

落合委員長 1点質問したいのですけれども、外交政策は非常に重要だと思えますが、外国政策を実現するに当たって、常に国、あるいは国の関係機関のみがそれを担う必要は必ずしもなくて、いろんな手段で外交政策というのは実現されるべきものであらうと思えます。

そうだといたしますと、本当に中核的な外交政策と呼ぶにふさわしい部分については、在外公館というものが対応するんだらうと。あとは民間でもできるような、例えば国際交流とか、そういった言わば本当の意味での外交政策として官がやらなければいかぬという必要性が必ずしも薄いような分野もある。

そうすると、外交政策を実現するために在外公館以外に国際交流基金が是非とも必要であるという理由は、どの辺にあるんでしょうか。

中井文化交流課長 ありがとうございます。多分同じ理由で、イギリスはブリティッシュ・カウンシルを持ち、フランスはアリアンス・フランセーズを持ち、ドイツはゲーテ・

インスティテュートを持っているのだと思います。すなわち自分たちの文化を知ってもらい、日本人はどういう人間なのか、どういう知識を持っているのか、それを正しく認識してもらおうということは外交上も非常に必要なことです。

ただ、そうなってきますと、伝統芸術の紹介からポップカルチャーの利用まで、本当に難しい課題になります。基金は、その難しい課題に対応する専門性の高い機関ということは絶対に言えると思います。

我が国がそういう機関を持ちながら、相手方の国の機関とよく話し合っ、外交上の課題をこなしながら、全世界を対象にまんべんなく日本について理解を進めることは必要であると考えます。それを、大使館を通じてやれと言っても、これは難しいと思います。

ただ、世界といっても19か所しか交流基金の事務所がないわけで、残りの百何か所は大使館でやっているわけでございます。ただ、大使館といっても自分が歌舞伎の専門家になれるわけではありませんから、まずその国をにらんで、その国との関係でどういう事業が必要なのかといったものを、それぞれ我々に伝えてくるわけです。

我々はそれを基金と相談しながら、各国大使館の外交上の要望を踏まえて、専門家集団である基金の方からいろいろプログラムを組んでもらっているいろいろな各地を巡回していただくという形ですから、どうしても中核的な専門家集団として実務上の経験からも絶対必要だと思えます。

落合委員長 恐らく国際交流の中核的なノウハウを持っている者は、何も国際交流基金に限らず民間にも存在するはずだろうと思えます。それとの関連では、言わば仮に非常に基金でなければ持っていないノウハウがあるとした場合であっても、それは非常に基本的な部分について必要なノウハウであるべきである。そうすると、実際それを現実に実行に移していく場合、つまり意思決定、決定レベルの話と、その決定を現実に移していくという二つの過程に分けた場合、確かに基金に非常に優れたノウハウの蓄積がある専門家もいる。その部分については、決定は依然として基金が行う。

しかし、実際にそれを実現していく過程においては、例えば民間に委ねるという合理的な形での住み分けみたいなものが十分考えられるのではないかということで、例えば、文化交流協定で民間がやると当事者になれないということが挙がっているんですけども、しかし、ここで問題にしているのは、実は基金をゼロにしようという話ではなくて、基金は依然として存在していて、基金の言わば手足として民間事業者を活用していくという話であって、依然として基金が委託者として主体であるという点は変わらないわけです。

ですから、ここに挙げられている理由は、そういう意味では委託というものが、極端な形でとらえられているのではないかという点があって、そうだとする本当の中核部分だけは基金の人が決めるといふふうにして、あともう少し民間に分けていった方が、全体として国の予算を効率的に使えるということであるならば、そういう方向を真剣に考える必要があると思います。

その部分についても、全部自分でやりますという主張がここに強く出ているわけですね

れども、それが本当に国の税金の効率的な使い方であるかどうかという部分は、必ずしも見えてこない部分もあるということで、トータルとしては是非前向きにその辺のところは検討していただきたいと思います。

これは私の意見ですので、時間も来ましたので、本日はどうもありがとうございました。

(外務省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

落合委員長 それでは、引き続きまして、文部科学省から日本学生支援機構の業務について伺いたいと思います。村田文部科学省高等教育局学生支援課長においでいただいておりますので、よろしく願いいたします。なお、10分以内でお願いしたいと思います。

村田学生支援課長 文部科学省高等教育局学生支援課長の村田でございます。どうぞよろしく願いいたします。それでは、お手元の資料に従いまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ、独立行政法人日本学生支援機構の概要と設置の経緯等について、この後の御議論とも関連いたしますので、最初に御紹介させていただきます。

日本学生支援機構の概要でございます。大きく3本柱の事業を実施いたしております。

1番目の事業として、経済的に困難を持っておられる学生の方に教育の機会均等に寄与するために奨学金を貸与するという事業でございます。

2番目の事業として、留学生交流の推進を図るための幾つかの事業をやっております。その中に、留学生国際交流会館の設置等の業務が含まれるわけでございます。

3番目の事業として、学生生活支援事業ということで、修学、進路選択、その他の事項に関する相談及び指導についての支援をしております。

トータルといたしまして、我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の高等教育政策と密接に関連しながら事業を実施しているものでございます。

2ページ、先ほど申し上げた具体の設立の概要でございます。この独立行政法人は、平成16年4月1日に設立されたものでございます。背景といたしまして、特殊法人改革、公益法人改革という政府全体の方針を踏まえて設立されたものでございます。

左側が基の姿でございます。一つ奨学金については、日本育英会という特殊法人がございました。

もう一つは、留学生関係の公益法人ということで四つ財団法人がございました。この財団法人は、もともといずれも長い歴史を有する財団法人でございます。留学生の支援ですとか学生支援等の業務を行っていたものでございます。例えて日本国際教育支援協会ですと、留学生宿舍の設置・運営でございますとか、留学生交流の推進事業、その他の事業をやっております。

それから、内外学生センターについては、留学生の宿舍、その他学生に対する援護。昔の学徒援護会のような事業をやっていたものでございます。

そういったことで、こういった留学生、あるいは学生支援の業務を行ってありました公

益法人、奨学金の事業をやっておりました特殊法人である日本育英会、文部科学省本省、国立大学でそれぞれ留学生に対する奨学金の給付でございますとか、あるいは学生支援の関連の研修等をしておりました。

それらを統合いたしまして、文部科学省国立大学の分を一部アウトソースする。日本育英会、関係の財団法人の業務のうち、独立行政法人として行うにふさわしい部分を日本学生支援機構として設立した。それ以外の公益的な業務で、先ほど申し上げた四つの財団法人がやっていた業務について、引き続き行う必要があるものについては、日本国際教育支援協会という財団法人を新たに一つつくりまして、そちらで事業を継承しているということでございます。

そういったことで、この日本学生支援機構全体として、そういった政府の特殊法人改革、公益法人改革といった全体の方針を踏まえて平成 16 年ということで、今、2 年目を終えて 3 年目に入ったばかりという状況でございます。

3 ページ、こちらが日本学生支援機構の組織図でございます。先ほど申し上げました、大きく分けて奨学、留学生、学生生活支援という業務を行っております。併せて、留学生事業部の関係ですと、日本語教育センターでございますとか、留学情報センター等の設置をしている。それから、留学生の支援の一環として東京国際交流館を始めとする留学生会館等を設置しているということでございます。

4 ページ、留学生政策、言ってみれば国の政策と学生支援機構の業務との切り分けということで、簡単な概念図を示しております。大きく申し上げますと、国の文部科学省としては留学生政策全般にわたる企画・立案でございますとか、具体的な留学生でいうと国費留学生の募集ですとか選考、外国政府派遣留学生の受け入れの決定といった、国として果たすべき責務を担当している。

一方、日本学生支援機構につきましては、そういった国の留学生政策と連携を図るという観点から、一番下の四角で囲っている業務を実施しているという位置づけでございます。

これは渡日前、留学生が日本に来られる前から帰国後まで、国との役割分担で一環した形での支援をする。例えば渡日前の留学情報の提供ですとか、あるいは日本留学試験の実施をやっております。日本滞在中には、経済的支援ということで、先ほど国費留学生の選考については国がやるということを申し上げましたけれども、実際の学費の支給事業については学生支援機構が行う。併せて、私費の留学生に対する奨励金の募集ですとか、医療費の補助等を行っている。

もう一つ の支援の一環として、国際交流会館等による支援ということで、これは留学生宿舍、その他の留学生交流の推進を図るための拠点となる施設という位置づけでございます。その位置づけの一環として国際交流会館を保有して事業をやっているということでございます。

そのほか、幾つか民間宿舍の開拓等に関する事業をやっております。

帰国後も学生に対するフォローアップ等を実施しておりますし、海外へ日本人留学生向

けの説明会ですとか、情報の提供等も行っているという位置づけでございます。

ですから、国の役割、日本学生支援機構、そして具体的に留学生を受け入れられる大学ということで連携を図りながら、留学生交流を推進している状況でございます。

5 ページ、先ほどお話が出た国際交流会館でございます。先ほど申し上げましたとおり、留学生交流の支援一環でございますけれども、特に住居費が高い我が国においては、優れた留学生を受け入れていくためには、やはり低廉に良質な宿舎を供給することが必要不可欠であるということで、全国で 17 の国際交流会館を設置しまして、約三千戸の留学生の宿舎を提供している。これは主として国費留学生を優先的に受け入れるということで、国が責任を持つ国費留学生を優先的に入れるということで、重要な留学生政策の一環でございます。

先ほど申し上げましたとおり、これらの国際交流会館につきましては、単なる宿舎という位置づけではなく、地域の国際交流拠点としていろいろ地域の皆様との交流事業でございますとか、あるいは留学生と地域の大学との交流といった事業を実施しているということで、地域におきます留学生宿舎、国際交流施設のモデル的な役割を担っているということでございます。

その管理・運営の体制でございますけれども、独立行政法人として責任を持つ業務以外の一般的な管理運営業務等につきましては、財団法人日本国際教育支援協会に委託しておりまして、平成 18 年からは一層の効率化を図る観点から、施設の警備、清掃、寝具リースについては一般競争入札を取り入れている。

それから、独法として責任を持つべき部分につきましては、日本学生支援機構の各支部が直接企画・実施をしているということでございます。国際交流関係事業の企画・立案ですとか、入居者の選考といったものは独法が直接責任を持って実施しているということでございます。

6 ページは参考の資料でございます。留学生宿舎の状況として、やはりまだ公的な宿舎というものの整備が必ずしも重要ではないということで、かなりの部分を民間に負っている状況です。

留学後の苦労の中でも、宿舎の苦労はかなり留学生の方々が御苦勞されている部分というところでございます。

7 ページ、国際交流会館等におきます各社プログラム、先ほど申し上げました地域の国際交流の拠点といたしまして、各種の地域交流事業等を実施しているということでございます。

関連の予算額につきましては、トータルで 16 億円、これは平成 18 年度予算でございます。

最後に「4. 官民競争入札等の対象とすることについての意見」でございます。これは先ほど申し上げましたとおり、国の留学生政策に基づいて、主として国費留学生を優先的に受け入れるという施設の性質があるということ。

2番目として、地域交流におきます国際交流施設のモデル的な役割ということで、単なる宿泊施設ではないという性格を持っているということで、それはまさに独法設置の趣旨でもございますとおり、国、関係機関と密接に連携して、その施設運営を継続的・安定的に実施するということが、やはり公的機関でございます独立行政法人が設置・運営の責任を担う必要があるということで、今回民間からの御要望があったように、包括的な民間への管理・運営委託を行うということは適当ではないと考えております。一方、国際交流会館の管理・運営のうちで、施設の警備、清掃、寝具リースについては既に一般競争入札により外部委託を実施しております。

また、先ほど申し上げた部分、寮生の入退去の手続ですとか、在館生の生活指導ですとか、あるいは会館の窓口業務、先ほど申し上げた幾つかの国際交流事業実施の補助といった留学生の支援業務につきましては、留学生業務に関する必要な知識と経験を持っております財団法人日本国際教育支援協会に委託しているということでございます。

もともと先ほど申し上げた経緯で、これらの施設は日本国際教育支援協会の前身である財団法人が所有していて、実際にその職員がお世話していたという経緯もございまして、そちらに委託している状況でございます。

なお書きで書いてございますけれども、日本学生支援機構が実施したアンケート調査でも、会館のスタッフの対応についての満足度ということを調査しておりますけれども、調査した幾つかの項目、生活環境ですとか、共同利用スペースの快適性、安全性、そういう項目の中でも一番スタッフの対応についての満足度が高かったということで、私どもとしては評価いたしているところでございます。

8ページ「5. 外部資源の活用状況」でございます。これは先ほど申し上げた日本国際教育支援協会に委託しておりますけれども、18年度からは更に改革を進めるということで、警備、清掃、保守等については一般競争入札を実施したということで、私どもとしてはこれからもこうした効率的な外部資源の活用ということについては、意を用いてまいりたいと考えている次第でございます。

最後に追加で次のページでございますけれども、関連の予算額は18年度の数字はまだ出ておりませんので、平成17年度、前の年度の数字を参考のために掲げさせていただいております。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、御自由に御意見、御質問をお願いします。

斉藤委員長代理、どうぞ。

斉藤委員長代理 包括的な官民競争入札または民間入札には向かないという結論を先におっしゃったわけですが、例えば奨学金対応というのは、民間でもたくさんやっている。私が知っているだけで何十という事業会社が、立派に奨学金制度をやって管理しております。全国のすばらしい生徒を見出す手法も彼らは持っています。これが何で国の機

構でなければいけないかというのが、一つわからないということです。

留学の問題も、今、確かに国費で留学する人もおられるんでしょうけれども、役所も今は留学をお出しになっているし、会社、それから個人でも留学していますね。私自身も経験がありますけれども、ハーバードとかスタンフォードとか、向こうの先生が夏休みに全部来て勧誘されます。留学生を取りたいからお前のところ出せと、その代わり少し寄附しろという言葉も付いているんですけれども、立派だと思います。ファンデーションに入れることが条件で、試験を甘くはしないけれども、枠を取ってあげると。そういうことがもう起こっているときに、明治時代ではあるまいし、国費による留学とか出す方の問題ですね。そういうことが、どうしても国としてやらなければいけないと言われるのが、よくわからないということです。

2ページの受け入れる方、学生交流事業、宿舍の設置運営云々、こういうのが何で民間に完全に委託できないか理由がわからない。住むだけではないんだというのは、言葉としてはよくわかりますけれども、しかし、例えば住んでいる中国人とかと話す、では何かそういう青山の施設に入っていれば、何か特別の意味があるのかというと、彼らは確かに高いから、国のは安いから入りたいと言って入っているだけだと私は思います。正直言いますと現実はそうだと思います。

補助金は確かに必要かと思しますので、国策としてある程度の助成金を出すと、それはあっていいと思うんですけれども、何か大きな組織をこういう数十名の方が構えられる。この奨学事業部だけで126人いらっしゃるわけですけれども、どうして本当に包括的に官民競争、あるいは民間でもいいんですけれども、実施ができないというふうに言われるのが、現状を見ている我々からは理解できません。

村田学生支援課長 まず奨学金のことでございますけれども、これは斉藤委員長代理御指摘のとおり、いわゆる民間の教育ローンがいろいろあるというのは、私どもも承知しております。ただ、こちらの日本学生支援機構で実施しております奨学金貸与事業というのは、もともと旧日本育英会が昭和19年から実施していたということで、これは先ほど申し上げた教育の機会均等という観点、経済的に困難な優秀な学生の方に奨学の機会を与えるという観点から、教育上の配慮の下に低利、長期、これは15年～20年ぐらいかかって返済していただく。もう一つは、一般のものにはない学力の基準というのも課しておりますし、一方で返還する場合に一定の事由があった場合には猶予、免除等の制度を設けているということで、これはそういう意味では一般の教育ローンとは少し性格を異にしている。そういう意味で、最近の国会の御議論の中でも、特に教育の機会均等の観点からはこれを、特に日本学生支援機構の奨学金については、これを充実すべきである。これは与野党問わず、そういった形でお話ございましたし、小泉総理も奨学の事業を増やしてきたということについては、内閣としても力を入れてきた、これもやっていきたいということで御答弁をされているということで、私どもとしては引き続きこれを実施していきたいと考えております。

齊藤委員長代理 ちょっと誤解がないように申し上げますが、奨学金制度そのものを廃止しろと言っているのではなくて、やり方の問題をお話しております。

村田学生支援課長 失礼いたしました。やり方の問題については、私どもとしても例えば回収業務の一部について、これは一部サービサーの方へ委託をしているとか、債権回収が滞っている方について電話をかけるとか、あるいは督促をするとか、そういった行為につきましては、民間の事業者の方に委託いたしまして活用しております。

ただ、最終的に先ほど申し上げた奨学金事業の性格から考えると、これはすべて民間に委ねるということは適当ではない。やはり独立行政法人として責任を持つ部分というのが、教育上の配慮という部分がございますので、そこは考える必要があると思います。

それ以外の部分につきましては、私どもできるだけ外部の資源、そういった民間の事業者の方々のお知恵をお借りしながら、この事業を進めてまいりたいと考えておりますし、現に実行しているところでございます。

先ほどお話がございました宿舎の設置でございます。これは、確かに国によっていろいろ事情が異なるということがございまして、先ほどアメリカの例をお引きになりましたけれども、日本はアメリカ、ヨーロッパの国に比べると、大学の学寮の整備が必ずしも十分ではないという事情の下で、国の政策としてできるだけ優秀な留学生の方に来ていただきたい。一方で、それらの国々より日本は住宅を借りる場合の値段が高いといった事情にかんがみますと、特に国費留学生、国として責任を持ってお迎えをする留学生を中心に、一定程度公的な宿舎を整備していくということは、やはり役割として必要であろうと。

何で民間にはというお話もございました。これはまさに独立行政法人で、宿舎を設置しようとしたときの理由でもございますけれども、やはり採算性の問題があってできるだけ低廉な宿舎にしなければいけない。一方で、いろいろな外国人の方をお世話するということはコストがかかる。その中で民間に委ねた場合は、必ずしも採算性の問題で確実に提供されるとは限らない。これは勿論私どもの事業として、そういった民間の大家さんが提供してくださる場合には、一定のお礼をお支払いして確保すとか、そういった事業もやっておりますけれども、正直言ってそれはあくまでも先方の御協力をしてあげようという意思が前提でございますので、必ずしもそこだけですべて委ねるというわけにもいかない。

これは、一つは経済同友会に今、御協力をいただいて、企業の社員寮の空いているところを御提供いただくという事業もやっております、これもそういう意味では最近社員寮自体がむしろ閉鎖するという方向ですので、そういった先方の御協力を前提にしたスキームだけではなかなかきちんとした宿舎を確保することが難しいという事情もあって、一定程度についてはやはり国、あるいは独立行政法人として確保させていただきたいと思っております。

勿論その運営に当たっては、効率性ということも重視しながら改革を進めていきたいというのが私どものスタンスでございます。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 今回のことと関連すると思うんですけども、教育上の配慮とか、包括的に委託することができないという理由として、国際交流施設の先導的、モデル的な役割をお書きになっているんですけども、そういった配慮すべき点、つまり国の公益的な立場に立って配慮すべき事項というのは、ガイドラインとしては設定すべきだと思いますけれども、オペレーションを民間に委託することが、それだからできないという論理は必ずしもないのではないかなと思うんです。そういうガイドラインの下で目的を達成するために、オペレーションの部分を民間に委託するということは、いろいろな業務の中で十分考えられるわけで、その点を余りにも密接に関連づけ過ぎているのではないかなと思われるんですが、その点はいかがでしょうか。

村田学生支援課長 確かにガイドラインで担保すればというのは、考え方としてはあるのかなと思います。ただ、私どももすべてが教育上の配慮が必要だから一切だめということをお願いしているわけではなくて、先ほど申し上げた警備、管理等の業務については、既に外部委託、一般競争入札でやっておりますし、そういう意味では最終的に独立行政法人として責任を持つ、それはそのガイドラインを定めるにしても、そのガイドラインどおりに行っているかどうかというのは、きちんと見ておかなければいけないと思います。それは、大切な留学生の方をお預かりしているという国、独立行政法人としての責務がございますので、一定程度の関与は必要だろうと思います。

ただその上で、そこから先の部分について必要なしかるべき能力とノウハウを持った団体があれば、そういったことを考えるということで、今、先ほど申し上げた日本国際教育支援協会というものに対して管理を一部委託しているという状況でございます。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 資料の6ページで見ると、留学生12万1,812人のうち、日本学生支援機構が宿舎として提供しているのは2,300人ちょっとで、割合で言うと2%程度。つまり、我が国が受け入れている留学生全体の中で、宿舎として提供できているのはわずかその程度ですね。

留学生宿舎の管理・運営委託を包括的にできないとする理由が二つ示されており、主として国費留学生を受け入れているんだということ。もう一つは、先導的、モデル的な役割を担うからできないということですが、これらは理由として全然つながらないと思うんです。少なくともまず日本政府として12万人いる留学生に対して、どのような施策を取るのかということを考えなければいけないはずだし、今お答えにあったように、民間の社員寮等に頼んで提供してもらった場合、民間宿舎の質をどのように維持していくかも課題です。ガイドラインをつくる等が政策的に必要であって、それと国際交流会館等の民間委託ができないということとは全く違う話ではないかなと思いますが、いかがですか。

村田学生支援課長 最初のお尋ねでございますけれども、12万人に対する、つまり圧倒的多数である、こういった会館に入っていない学生の方々に対する支援ということで、これはおっしゃるとおりでございますし、私どもの方もそういった留学生の方々を宿舎を確

保できるように、先ほど例としてお引きになりましたけれども、民間企業の提供でございますとか、あるいは一部保証人がなかなか見付からないということもございますので、保証人を機関保証的にしているというスキームも取っておりますし、そういった意味で民間のアパート等を借りられやすいようにするという政策も含めて対応しているというのが実情でございます。

ただ、一方でだからと言って国が全く何もしなくてもいいというわけではないというのが認識でございます。

もう一つは、2番目のお尋ねで、なぜ包括的な管理委託がという部分で、これは先ほど申し上げたことに重なるんですけれども、一つは国費留学生というのもありますし、もう一つは国際交流関係のいろんな事業の拠点として活用しているというのが会館の業務でございますから、そういった国際交流会館の業務の拠点ということであれば、地域の公共団体でございますとか、地域の大学、あるいはボランティアの方々と連携を図りながら事業を実施していく必要があるということで、そういう意味では公的な団体が一定の部分については責任を持つ。勿論、全部やるかどうかは御議論がございますけれども、一定の部分については公的な団体が責任を持つということは、私どもとしては必要ではないかと思っている次第でございます。

落合委員長 齊藤委員長代理、どうぞ。

齊藤委員長代理 今の国際教育支援協会の委託内容を見ますと、入退去手続、在館生の生活指導、会館窓口業務、こういうことをやるために支援協会なんて大きなものを構えなければいけないのかがよくわかりません。先ほどの指導とかコミュニケーションをエンハンスするんだとか、その辺は別に国として、確かに国費留学生というのはそれなりの処遇をしなければいけないと思います。それは必要なことだと思うんですけれども、我々としては国民の税金をできるだけエフィシエントに使いながらそういうことをやりたい。どうしたら一番そういうことができるかということを考えているわけですね。

ですから、何か民間でもやれることはやらせて、コストが下げられないかと。下がらないなら別です。協会で構えて何人か人を置いた方がいいんだという結論があれば、それはそれでまたリスペクトしますけれども、どうも財団法人をつくってそこへやらせているということ自体がよくわかりません。

村田学生支援課長 これは先ほど起源のところでも申しましたが、もともとは関係の財団法人が設置してお世話していた。それが独立行政法人の業務として資産を、言ってみれば独立行政法人に差し上げたという形になっております。

さはさりながら、一方で今、委託を受けているわけでございます。先ほど齊藤先生、入退去の管理程度ではないかとおっしゃいましたけれども、一方で寮生の方々に対する生活の指導ですとか、何か悩み事があった場合のケアとか、そういった部分もかなりこの協会の職員がやっております、それはまさに先ほど申し上げた経緯からノウハウを持って、いろんな国々、いろんな文化的な背景を持っている学生をお世話するという仕事を

してきた方々ですから、そういったノウハウを持っている。そういう部分を活用したい。

ですから、私どもも留学生の方々がどう受け取めているかということが一番重視したいと思っております。先ほど申し上げたアンケートを取っておりますが、これはいろんな項目を取っているのですが、その中でもスタッフの対応が一番高い評価を受けている。そういう意味では留学生の方ははっきりものを言われますから、その中でこれだけの評価を受けているということは、先ほどの斉藤委員長代理のお話ではないですけれども、ここの職員はしかるべき評価を受けていると私どもとしては考えております。

ただ一方で、それに安住するつもりは勿論ございませんで、先ほど申し上げたように、その中でも経費が合理的にできるものはないかとか。あるいは委託で外に投げられるものはないかとか、それは不断に検証してもらいたいと思っておりますし、独立行政法人のスキームの中で毎年年度評価をいただきますし、中期評価でも評価をいただきます。そういったものを厳しく受け止めながら、もう一つは何よりも留学生の方々のお気持ちというのを大事にしながら改革を進めてまいりたいと考えている次第でございます。

落合委員長 まだまだ御意見あるとは思いますが、予定の時間が若干超過いたしましたので、これで文部科学省からのヒアリングを終了したいと思います。

どうもありがとうございました。

(文部科学省関係者退室)

落合委員長 それでは、本日のヒアリングでまだ質問したい部分がある、あるいは十分議論できなかった点につきましては、事務局の方に連絡していただき、事務局を通じて各省に問い合わせを行うなど、必要な対応をして、その結果を委員間での情報共有できるように各委員に連絡させていただくことにしたいと思います。

続きまして、部会の設置等について御説明いたします。

まずお手元にあります資料6のとおり、地方公共団体の業務に関する検討を進めるため、地方公共サービス部会を設置することとし、担当委員は本田委員、田島委員、増田委員、森委員、吉野委員の5名、部会長は本田委員にお願いすることとしたいと思いますけれども、これによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 ありがとうございました。それでは、部会の設置に向けての手續につきましては、私と本田部会長に一任していただくことによろしくお願いいたします。

次に資料7ですが、委員会の議論の充実を図るために、議題に応じて小委員会を開催することとし、国の行政機関等の対象公共サービスの選定については、「公共サービス改革小委員会」、実施要項案の策定等に関する検討につきましては、「入札監理小委員会」の二つを設置して今後開催したいと思います。

「公共サービス改革小委員会」につきましては、主査は委員長である私が担当し、担当委員は、逢見委員、小幡委員、櫻谷委員、寺田委員、本田委員、吉野委員とすることとしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

また、「入札監理小委員会」につきましては、樫谷委員に主査をお願いし、担当委員は斉藤委員、逢見委員、小林委員というメンバーで開催したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 ありがとうございました。それでは、そのようにさせていただきます。

今後、順次小委員会を開催し、各事項の審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の監理委員会はこれで終了ということにいたします。次回は、9月26日10時から開始し、引き続き各省からのヒアリングを実施する予定であります。本日はありがとうございました。